

母子保健施策の効果的な展開に関する研究 - 保健所の母子保健事業の移譲について -

中原俊隆、野網祥代、里村一成、野網恵

A. 研究目的

基本的な母子保健サービスは地域保健法の制定に伴い、市町村に権限移譲された。そこで、移譲された事業・業務を含めた母子保健サービスの地域保健法施行に伴う変化、移譲の実態を把握し、実施現状とその間連要因を検討することを目的とした。

B. 研究方法

全国 670 保健所（平成 10 年 4 月現在の住所録を使用）を対象にアンケート調査を行った。平成 10 年 11 月、調査票を送付し、保健所名記名式で郵送法にて回収した。

C. 研究結果

有効回答数は 310（回答率 46.27%）、うち都道府県保健所が 251（回答数のうちの 80.97%）、政令市保健所が 47（同 15.16%）、特別区保健所が 12（同 3.87%）であった。

C.1 都道府県保健所と政令市・特別区保健所

都道府県保健所の管内市町村数は平成 7 年で 7.22 ± 3.29 (mean \pm S.D.、以下同様)、平成 8 年で 7.22 ± 3.29 、平成 9 年で 7.98 ± 3.99 、平成 10 年で 8.19 ± 4.15 であった。管内総人口は、都道府県保健所では平成 7 年で 159736 ± 122911 人、平成 8 年で 159246 ± 122672 人、平成 9 年で 170116 ± 130494 人であり、政令市・特別区保健所では平成 7 年で 229926 ± 174269 人、平成 8 年で 231410 ± 172122 人、平成 9 年で 227699 ± 168365 人と、各年とも都道府県保健所に比して政令市・特別区保健所で多かった。（一元配置分散分析 $p < 0.01$ ）また、管内世帯数は都道府県保健所では平成 7 年で 54238 ± 44870 、平成 8 年で 54450 ± 44887 、平成 9 年で 59369 ± 47851 であり、政令市・特別区保健所では平成 7 年で 96854 ± 97797 、平成 8 年で 88545 ± 70968 、平成 9 年で 92538 ± 73197 と、各年とも都道府県保健所に比して政令市・特別区保健所で多かった。（一元配置分散分析 $p < 0.001$ ）次に、母子統計を算出したところ、都道府県保健所と政令市・特別区保健所間に有意な差は認められなかった。（表 1）

C.2 管内人口規模別の母子統計

平成 9 年の管内総人口により、10 万人未満、10 万人以

上 20 万人未満、20 万人以上の 3 つのグループに分けると、都道府県保健所では 10 万人未満 40.34%、10 万人以上 20 万人未満 28.57%、20 万人以上 31.09%、政令市・特別区保健所では 10 万人未満 24.53%、10 万人以上 20 万人未満 33.96%、20 万人以上 41.51%となり、両者間でその比率に有意差は認められなかった。

次に、この管内総人口別に母子統計を算出したところ、都道府県保健所では平成 7、8 年の出生率で有意な差が認められたが（一元配置分散分析 $p < 0.001$ ）、平成 9 年の出生率で有意差は認められなかった。一方、政令市・特別区保健所では平成 7、8 年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意な差が認められたが（一元配置分散分析 $p < 0.001$ ）、平成 9 年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意差は認められなかった。（表 2-1、2-2）

C.3 保健所及び保健所支所の増設、統廃合

都道府県保健所で 34.57%、政令市・特別区保健所で 34.48%の保健所が平成 6 年から平成 10 年の間の保健所及び保健所支所の増設、統廃合があったと回答しており、その具体的内容は、1. 保健所・保健所支所の合併・統合、廃止、支所化、保健センター化（政令市）2. 保健所・福祉事務所・児童相談所の統合（保健福祉部、保健福祉センター、健康福祉センター、保健福祉事務所）3. 中核市制度による保健所新設、移管、分割等であった。都道府県保健所について、保健所及び支所の増設・統廃合の有無別に管内市町村数、総人口、5 歳未満人口、世帯数をみると、7 年から 8 年での変化には保健所及び支所の増設・統廃合の有無による有意な差は認められなかったが、8 年から 9 年での変化で保健所及び支所の増設・統廃合のあったところでは、なかったところに比して変化の程度が有意に大きかった。（一元配置分散分析 $p < 0.001$ ）（表 3）

次に、保健所及び支所の増設・統廃合の有無別に母子統計を算出したところ、平成 9 年の出生率のみ有意差が認められた。すなわち、保健所及び支所の増設・統廃合のあったところの出生率 11.4 ± 14.3 （人口千対）は、保健所及び支所の増設・統廃合のなかったところの出生率 9.0 ± 1.6 （人口千対）に比して、有意に高かった。（一元配置分散分析 $p < 0.05$ ）（表 4）

C.5 管内に存在する母子保健関連施設数

平成 7 年から 10 年の各年で、市町村保健センター、母子保健センター数は都道府県保健所が政令市・特別区保健所に比して有意に多く、児童相談所数は平成 7 年には両者で有意な差は認められなかったが、平成 8 年から 10

年で政令市・特別区保健所が都道府県保健所に比して有意に多かった。病院数については各年とも両者で有意な差は認められなかったが、診療所数（歯科を除く）小児科、産婦人科標榜医療機関数は、平成7年から10年の各年で政令市・特別区保健所が都道府県保健所に比して有意に多かった。保育所数については両者間で有意な差は認められなかった。経年的変化としては、都道府県保健所における市町村保健センターの増加が注目された。（表5）

C.6 事業を完全移譲していない管内市町村数

平成10年10月末現在で完全移譲されていない市町村を管内に有すると回答した都道府県保健所は、それぞれ

- 妊産婦健康診査
 - 1保健所（管内10市町村）
 - 乳児健康診査（療育を除く）
 - 2保健所（管内10、2市町村）
 - 1歳6か月児健康診査（療育を除く）
 - 5保健所（管内16、10、7、2、1市町村）
 - 3歳児健康診査（療育を除く）
 - 5保健所（管内16、10、8、6、2市町村）
 - 妊産婦保健指導
 - 1保健所（管内2市町村）
 - 乳児保健指導
 - 3保健所（管内10、7、2市町村）
 - 1～2歳児保健指導
 - 2保健所（管内10、2市町村）
 - 3歳児保健指導
 - 4保健所（管内16、10、2、1市町村）
 - 妊産婦訪問指導
 - 6保健所（管内21、12、10、7、7、2市町村）
 - 新生児訪問指導（未熟児を除く）
 - 1保健所（管内2市町村）
 - 乳児訪問指導
 - 5保健所（管内10、9、7、2、1市町村）
 - 幼児訪問指導
 - 5保健所（管内10、9、7、2、1市町村）
- （ ）内は完全移譲されていない市町村数と少数であった。

C.7 母子保健事業実施現状と地域保健法完全実施に伴う変化

上記の市町村に移譲された事業を含む母子保健事業の実施現状の詳細と地域保健法完全実施に伴う変化を政令市・特別区保健所を除いて集計し、都道府県保健所につ

いて分析を行った。

各母子保健事業の企画、実施現場での人員提供、実施後の事業のあり方評価、症例検討、医師会・医療機関等への委託状況、複数市町村同士による共同実施の有無について、平成7年度から平成9年度の経年的変化を（図6-1～6.6）から（図18-1～18.6）に示す。

全体として、平成7、8年度の保健所中心による事業実施から、9年度の市町村単独実施へのシフトが認められた。また、企画では“保健所と市町村が主副なく”が、評価と検討では“保健所と市町村共同”が平成7、8年度に比して9年度で減少傾向にあった。

平成7、8年度で変化はほとんどみられなかった。

平成9年度の市町村単独実施率の増加について、評価あるいは検討の“保健所（都道府県）への報告なし”の方が“保健所（都道府県）への報告なし”に比して大きく増加していた。

妊産婦健康診査、乳児健康診査では医師会・医療機関等へ委託しているところが多かった。（それぞれ、平成9年度で88.84%、40.63%で管内全域委託）その他の事業については委託率は1割未満であった。委託先としては他に助産婦会が挙げられていた。

次に、管内総人口規模別に各事業の実施状況の経年的変化を検討した。平成9年度に3者間で有意差が認められたものについて、その経年的変化を（図19-1）から（図27-3）に図示した。有意差が認められたのは、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳児保健指導、3歳児保健指導、妊産婦訪問指導、未熟児訪問指導、乳児訪問指導、幼児訪問指導の主に企画と症例検討についてであった。概して、管内人口10万人未満のところでは、他と比して、“市町村単独（特に保健所（都道府県）への報告なし）”とする比率が有意に低く、保健所（都道府県）と市町村が共同で評価・検討している割合が高かった。

C.8 心身障害児、肢体不自由児の支援

都道府県保健所の管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援をどこが行っているかについては多重回答で、

心身障害児・肢体不自由児

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 保健所が単独で | 21.29% |
| （都道府県保健所に占める割合、以下同様） | |
| 2. 市町村が単独で | 20.88% |
| 3. 保健所と市町村が共同で | 71.08% |
| 4. 複数市中村が共同で | 2.81% |

境界児

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 保健所が単独で | 16.33% |
| 2. 市町村が単独で | 23.90% |
| 3. 保健所と市町村が共同で | 74.90% |
| 4. 複数市中村が共同で | 3.19% |

と、保健所と市町村が共同で行っているところが心身障害児・肢体不自由児とその境界児共に約 7 割を占めていた。都道府県保健所と政令市・特別区保健所の管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容については多重回答で、

心身障害児・肢体不自由児

- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 療育施設などへの通園指導
- ・ 経過観察

境界児

- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 親子教室、育児教室などの集団指導
- ・ 経過観察

と回答したところが多かった。

心身障害児・肢体不自由児の支援では、

- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導
- ・ 親子教室、育児教室などの集団指導
- ・ 専門機関からの専門職の巡回相談

について、都道府県保健所と政令市・特別区保健所で有意差が認められ、

心身障害児・肢体不自由児の境界児の支援では、

- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導
- ・ 専門機関からの専門職の巡回相談

について、都道府県保健所と政令市・特別区保健所で有意差が認められた。(図 28-1, 28-2)

次に、都道府県保健所の管内総人口規模別に心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援についてみると、“2. 市町村が単独で”行っている割合が、心身障害児・肢体不自由児とその境界児共に人口 20 万人以上の保健所で有意に高かった(心身障害児・肢体不自由児...人口 10 万人未満 11.46%、10 万人以上 20 万人未満 16.42%、20 万人以上 35.62% (p<0.001)、境界児...人口 10 万人未満 16.67%、10 万人以上 20 万人未満 16.18%、20 万人以上 40.54% (p<0.001)) 支援内容については、“8. 専門機関からの専門職の巡回相談”を実施している割合が、心身障害児・肢体不自由児の支援で人口 20 万人以上の保健所で有意に低かった(心身障害児・肢体不自由児...人口 10 万人未満 68.75%、10 万人以上 20 万人未満 76.12%、20 万人以上 55.41% (p<0.001))

心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容の充実度について、91.49%の政令市・特別区保健所が特に変化なしと回答したのに対し、都道府県保健所では“支援内容が手厚くなった”49.60%、“特に変化なし”38.71%、“支援内容が手薄になった”11.69%と回答が割れた。心身障害児・肢体不自由児とその境界児 対象者一人に割く時間が地域保健法制定前後でどのように変化したかについても、87.23%の政令市・特別区保健所が特に変化なしと回答したのに対し、都道府県保健所では“一人に割く時間が増えた”45.75%、“特に変化なし”44.94%、“一人に割く時間が減った”9.72%と回答が割れた。

C.9 都道府県保健所管内における広報と問い合わせ

母子保健事業の移管に際しての都道府県保健所管内における広報の手段については多重回答で、“広報”77.46%(都道府県保健所に占める割合、以下同様)、“パンフレット、チラシ等の配布”50.43%、“ポスター貼付”28.11%、“(ケーブル)テレビ”12.08%、“インターネットに記載”1.96%となっており、その発行元は“広報”では市町村がその 80.42%を占め、“パンフレット、チラシ等の配布”では都道府県 52.59%・市町村 46.55%、“ポスター貼付”では都道府県 57.38%・市町村 40.98%、“(ケーブル)テレビ”では都道府県がその 60.00%を占めていた。(図 29)

母子保健事業移管に関する住民からの問い合わせについては、“ほとんどなかった”が 44.58%、“時々あった”が 30.92%を占めており、10.44%の都道府県保健所では“全くなかった”と回答していた。問い合わせに対しては、“その都度対応した”が 98.11%を占めていた。また、3.77%の都道府県保健所では“広報を増やし”ていた。

C.10 移管が望ましい事業

業務の継続性から考えて移管が望ましいと考えられる事業について、5.8%の都道府県保健所が“現在市町村の業務であるが、保健所の業務として実施する方が望ましい事業がある”としており、一方53.91%の都道府県保健所が“現在保健所の業務であるが、市町村の業務として実施する方が望ましい事業がある”と回答した。その具体的内容としては、

“現在市町村の業務であるが、保健所の業務として実施する方が望ましい事業”
として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下ようになる。

- ・思春期保健に関する事業・母子保健指導教室（思春期教室）・母性の健全育成事業（高校生ふれあい体験）
- ・育児不安や子育て支援に関する事業
- ・児童虐待などへの対応
- ・健診後の事後教室（療育教室）、要フォロー児の対応
- ・集団指導の場の確保・小児生活習慣病など専門的な関わりを要する事例への対応（「～教室」等の開催）
- ・専門職種が担当する教室及びセミナー・個別指導等

“現在保健所の業務であるが、市町村の業務として実施する方が望ましい事業”
として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下ようになる。特に、1. 2. 3. 4. 5. が多く挙げられていた。

1. 神経芽細胞腫検査事業
2. 未熟児訪問指導、特に低出生体重児（2000g～2500g未満児、但しハイリスク児・未熟児等養育医療該当児を除く）支援・訪問指導
3. 心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業（心身障害児訪問指導等）障害児育児支援事業、発達訓練指導、ことばの相談事業
4. ハイリスク妊産婦訪問指導
5. 小児慢性特定疾患・育成医療・養育事業等の医療給付事業の受付業務
6. グレーゾーン児へのフォロー
7. 思春期保健事業・思春期健康支援事業・思春期教室
8. 主婦等を対象にした保健福祉教室（子どもの家庭看護教室・小児肥満予防教室・小児生活習慣病予防事業）
9. フレッシュパパママ啓発事業（両親学級）
10. 虫歯予防教室・歯科教室

C.11 市町村との協議の場

保健事業の計画・推進・連絡調整等、運営に関する協議の場として開催されている集会について調査した。母子保健推進協議会、地域保健医療協議会、保健所運営協議会 / 委員会、担当者会議の4項目の年間開催数はそれぞれ順に(1.43±1.68)回、(1.72±1.79)回、(1.11±0.61)回、(3.31±4.76)回であった。他の協議会・委員会・打合せ・連絡会等として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下ようになる。

地域保健推進協議会、保健医療福祉サービス調整推進会議、保健福祉サービス調整会議
保健環境主管課長会議、市町村保健衛生担当者会議
保健事業企画会、保健事業評価会議、保健事業連絡協議会・打合せ会
保健所保健事業連絡協議会、保健所保健福祉サービス調整推進会議
公衆衛生事務研究会
市町村健康づくり推進協議会
市町村連絡会、事業検討会・打合せ会
ケース検討会議
保健婦業務研究会、保健婦研究会、保健婦研修会、保健婦代表者会議、保健婦連絡会
母子保健計画推進地区研修会、母子保健事業評価会議、母子保健推進員連絡協議会、母子保健担当者会議、母子保健部会
地域療育推進会議
子どもの健康づくり推進協議会
高齢者サービス調整会議、在宅ケア委員会
地域歯科保健推進連絡会議
地域精神保健福祉連絡協議会

C.12 市町村職員に対する研修会開催

地域保健法公布前後より市町村職員に対する研修会が都道府県保健所においてどのくらい開催され、その中で母子保健事業に関するものがどのくらいの割合を占めていたかを調査した。

市町村職員に対する研修会の総数は、平成7年度で(8.41±5.23)回、平成8年度(8.92±5.43)回、平成9年度(9.41±6.32)回であり、そのうち母子保健事業に関する研修会の開催数は平成7年度で(2.56±2.38)回、平成8年度(3.39±3.26)回、平成9年度(2.99±2.26)回であった。市町村職員に対する研修会総数に占める母子保健事業に関する研修会の割合は、平成7年度で(33.91±27.36)%、平成8年度(40.59±24.87)%、平成9年度(37.54±

24.28%)と、地域保健法完全実施前の平成8年度で6.68ポイントの上昇がみられた。(図30)

C.13 都道府県から管内市町村への保健婦派遣

都道府県から管内市町村へ保健婦が派遣されていると回答した都道府県保健所は平成7年度で3.96%、平成8年度4.95%、平成9年度14.22%、平成10年度12.92%と地域保健法完全実施前後で9.27ポイントの上昇がみられた。派遣ありと回答した保健所について、派遣人数は平成7年度で(1.13±0.35)人、平成8年度(2.80±5.01)人、平成9年度(5.80±13.96)人、平成10年度(5.41±12.54)人であった。(図31)

D. 考察

平成9年度厚生省保健医療福祉地域総合調査研究事業「保健サービスの効率性及びサービス量の決定要因に関する研究」の一環として実施された「全国の市町村・特別区における保健・福祉事業の実態調査」(1997年11月実施)により、政令指定都市・特別区・中核市以外の市町村においてもその過半数で、3歳児健康診査と妊産婦健康診査を除く、市町村に移譲された母子保健サービス等が地域保健法公布前に開始されていたことが明らかになった。また、調査時点で事業を保健所が全面的に実施している割合は低く、3歳児健康診査以外の事業は8割以上の市町村で単独実施されていたことが示され、全体的に移譲は比較的円滑に行われたと推察された。母子保健サービスの移譲の実態と、移譲されなかった事業の現況の詳細について把握検討するため今年度は全国の保健所を対象に調査を実施した。

実施状況の経年的変化から、全体として、従来からの基本的な母子保健サービスの移管はスムーズに行われたことが示唆された。

平成6年度厚生科学研究「新しい保健所保健婦の機能・役割に関する研究」において、市町村と保健所の人事交流をもっと増やす必要性が指摘されている。平成7年度から平成9年度の間保健婦派遣実施割合と派遣人数とも大きく増加しており、地域保健法の制定に伴う事業・業務の市町村への移譲をはじめとする市町村保健活動の拡充に際して、人事の交流により相互の向上、連携を図ることができ、地域保健推進に大きく貢献したであろう。

また、市町村職員に対する研修会も、地域保健法完全実施前の平成8年度には母子保健事業に関するものの割合が増えており、移管の円滑化につながったと思われる。

但し、地域保健法完全実施以前から市町村単独で実施されていたところもかなりの比率で認められ、基本的な

母子保健サービスは市町村で十分対応できるものとして移管が進められたことが明らかになった。現在保健所の業務とされている未熟児訪問指導についても、管内市町村が単独で実施している都道府県保健所が現在すでに数%あり、市町村の業務として実施する方が望ましい事業として、多数の都道府県保健所が未熟児(低出生体重児)支援・訪問指導、心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業(心身障害児訪問指導、障害児育児支援事業、障害児の発達訓練指導、難病患者保健指導事業、ことばの相談事業等)、グレーゾーン児へのフォロー、ハイリスク妊産婦訪問指導、小児慢性特定疾患・育成医療・養育事業等の医療給付事業の申請受付業務、それに伴う相談・指導、神経芽細胞腫検査事業、思春期保健事業、保健福祉教室(子どもの家庭看護教室・小児肥満予防教室・小児生活習慣病予防事業)、フレッシュパパママ啓発事業(両親学級)を挙げていた。これらの事業も市町村に一元化された方が住民にとってわかりやすく、継続的なサービスとして利用しやすいと考えられる。対人保健サービスは、児の人数や市町村のマンパワーなど条件を整えば、必要に応じて適切に保健所が関わる体制を構築した上で、市町村で一貫して実施する方が望ましいといえよう。

地域保健法制定、またそれに基づく役割分担論の行き過ぎにより、地域格差の広がりやサービス低下等が生じうる。保健所が有効に機能できるためには、フィールドとの接点を保ちつつ市町村と一緒に役割を果たしていくこと、保健所では把握できない地域の声が届く市町村との連携の強化が必須条件となる。

保健所管内人口の適正規模を検討したところ、母子保健統計について、平成7、8年では都道府県保健所では10万人未満のところに比して10万人以上20万人未満のところで、また10万人以上20万人未満のところに比して20万人以上のところで、出生率が有意に高かったが(一元配置分散分析 $p<0.01$)、平成9年の出生率で有意差は認められず、一方、政令市・特別区保健所では10万人未満のところで平成7、8年の乳児死亡率、新生児死亡率が有意に高かったが(一元配置分散分析 $p<0.05$)、平成9年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意差は認められなかった。すなわち、管内総人口規模による母子統計の格差は縮小傾向にあった。基本的な母子保健事業については、人口20万人以上の保健所で管内市町村が単独実施の上保健所(都道府県)への報告なしとしていた割合が高く、人口10万人未満の保健所で、市町村と共同実施していた割合が高かった。このことは、ルーチン・メニューにない母子保健計画に基づく事業など新たなニーズへの取り組みへの保健所の関与の程度にもよるが、大規模人口を擁する保健所における住民のニーズ把握難化の可

能性が懸念される。地域保健法制定前後の管内における心身障害児、肢体不自由児とその境界児の支援内容について、人口 10 万人未満の保健所で、“支援内容が手薄になった”と回答した割合が有意に低く（カイ自乗検定、 $p < 0.05$ ）以上の結果を踏まえると、近年の急速な保健所の統廃合に反して、人口 10 万人未満の小規模保健所の方が地域との接点を保ち、また市町村と共同実施による連携の強化が可能であると考えられた。

E. 結論

全体として、従来からの基本的な母子保健サービスの移管はスムーズに行われており、さらに市町村のマンプワーなど条件が整えば、現在保健所の業務とされている未熟児（低出生体重児）支援・訪問指導、心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業、ハイリスク妊産婦訪問指導、医療給付事業の申請受付業務、神経芽細胞腫検査事業、思春期保健事業、保健福祉教室両親学級等の事業も含めて、すべての対人保健サービスは、市町村に一元化された方がよいと考えられている。しかし、地域保健法制定、またそれに基づく役割分担の行き過ぎによる地域格差の広がりやサービス低下等、さまざまな問題が今後生じうるし、特に大規模人口を擁する保健所においては地域との接点を保ちにくく、また市町村からの報告が不十分な傾向が認められ、住民のニーズ把握難化が懸念される。保健所が有効に機能できるためには保健所では把握できない地域の声が届く市町村との共同実施また、派遣を含めた連携の強化が重要である。

参考文献

- ・平成 9 年度厚生科学研究「保健サービスの効率性及びサービス量の決定要因に関する研究」
- ・平成 9 年度厚生科学研究「市町村母子保健計画の評価に関する研究」
- ・平成 8 年度保健所報告
- ・平成 8 年度厚生科学研究「保健所保健婦の企画・調整機能に関する研究報告書」
- ・平成 8 年度厚生科学研究「これからの行政組織における保健婦活動のあり方に関する研究」
- ・平成 8 年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」
- ・平成 7 年度保健所報告
- ・平成 7 年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」
- ・平成 6 年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」

- ・平成 6 年度厚生科学研究「新しい保健所保健婦の機能・役割に関する研究」
- ・これからの地域保健 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律のポイント
中央法規出版

(表1)

		都道府県保健所	政令市・特別区保健所	合計
		mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.
出生率 (人口千対)	平成7年	9.2 ± 1.5	9.0 ± 1.7	9.1 ± 1.5
	平成8年	9.3 ± 1.8	9.3 ± 1.9	9.3 ± 1.8
	平成9年	9.7 ± 8.1	9.1 ± 1.9	9.6 ± 7.4
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	5.1 ± 5.1	4.9 ± 2.9	5.0 ± 4.8
	平成8年	4.1 ± 4.0	3.8 ± 2.0	4.1 ± 3.7
	平成9年	3.9 ± 3.2	3.6 ± 1.7	3.9 ± 3.0
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	2.6 ± 2.8	2.6 ± 2.4	2.6 ± 2.7
	平成8年	2.3 ± 2.8	2.1 ± 1.6	2.3 ± 2.7
	平成9年	2.3 ± 1.9	1.8 ± 1.2	2.2 ± 1.8
死産率 (出産千対)	平成7年	33.8 ± 29.9	34.1 ± 11.4	33.8 ± 27.6
	平成8年	33.5 ± 29.3	33.4 ± 11.8	33.5 ± 27.0
	平成9年	33.6 ± 17.9	34.1 ± 9.7	33.7 ± 16.8
妊産婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	10.9 ± 37.6	25.5 ± 97.1	13.3 ± 51.9
	平成8年	15.9 ± 61.1	14.7 ± 64.9	15.7 ± 61.5
	平成9年	10.8 ± 32.7	31.9 ± 142.5	13.9 ± 61.8

(表2-1)

都道府県保健所		管内総人口						有意確率
		10万未満		10万以上20万未満		20万以上		
		mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.			
出生率 (人口千対)	平成7年	8.4 ± 1.5	9.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	(p<0.001)		
	平成8年	8.5 ± 1.5	9.4 ± 2.2	10.2 ± 1.2	10.2 ± 1.2			
	平成9年	10.2 ± 12.6	8.9 ± 1.4	9.9 ± 1.2	9.9 ± 1.2			
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	5.8 ± 7.7	4.7 ± 2.3	4.5 ± 1.9	4.5 ± 1.9			
	平成8年	4.6 ± 6.1	3.9 ± 2.1	3.8 ± 1.2	3.8 ± 1.2			
	平成9年	3.7 ± 3.3	3.6 ± 1.8	4.6 ± 3.9	4.6 ± 3.9			
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	2.9 ± 4.1	2.4 ± 1.7	2.4 ± 1.2	2.4 ± 1.2			
	平成8年	2.6 ± 4.3	2.2 ± 1.5	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1			
	平成9年	2.3 ± 2.5	2.0 ± 1.2	2.5 ± 1.6	2.5 ± 1.6			
死産率 (出産千対)	平成7年	36.8 ± 46.4	33.5 ± 10.2	30.5 ± 7.3	30.5 ± 7.3			
	平成8年	37.2 ± 45.5	32.2 ± 10.8	30.6 ± 7.3	30.6 ± 7.3			
	平成9年	33.0 ± 12.0	33.1 ± 9.7	34.8 ± 27.9	34.8 ± 27.9			
妊産婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	9.0 ± 37.8	5.0 ± 21.9	19.1 ± 48.4	19.1 ± 48.4			
	平成8年	17.8 ± 60.8	14.6 ± 69.2	16.4 ± 57.1	16.4 ± 57.1			
	平成9年	7.9 ± 31.3	10.8 ± 27.8	15.2 ± 39.6	15.2 ± 39.6			

(表2-2)

政令市・特別区保健所		管内総人口						有意確率
		10万未満		10万以上20万未満		20万以上		
		mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.			
出生率 (人口千対)	平成7年	8.1 ± 2.1	9.3 ± 2.0	9.3 ± 1.0	9.3 ± 1.0			
	平成8年	8.2 ± 2.3	9.4 ± 2.1	9.7 ± 1.1	9.7 ± 1.1			
	平成9年	8.3 ± 2.3	9.2 ± 2.2	9.4 ± 1.2	9.4 ± 1.2			
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	7.2 ± 4.1	4.4 ± 2.4	3.9 ± 1.4	3.9 ± 1.4	(p<0.01)		
	平成8年	5.3 ± 3.3	2.9 ± 1.3	3.7 ± 0.8	3.7 ± 0.8			
	平成9年	3.3 ± 2.4	3.5 ± 1.6	3.7 ± 1.2	3.7 ± 1.2			
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	4.2 ± 4.2	1.9 ± 1.7	2.3 ± 1.0	2.3 ± 1.0	(p<0.05)		
	平成8年	3.2 ± 2.5	1.3 ± 0.9	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1			
	平成9年	1.5 ± 1.4	1.9 ± 1.5	1.9 ± 1.0	1.9 ± 1.0			
死産率 (出産千対)	平成7年	34.2 ± 8.7	31.9 ± 11.3	33.4 ± 6.0	33.4 ± 6.0			
	平成8年	33.5 ± 10.4	32.0 ± 6.5	31.6 ± 8.3	31.6 ± 8.3			
	平成9年	33.7 ± 11.0	31.9 ± 9.8	34.3 ± 6.0	34.3 ± 6.0			
妊産婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	0.0 ± 0.0	10.7 ± 25.1	76.3 ± 184.1	76.3 ± 184.1			
	平成8年	0.0 ± 0.0	5.1 ± 17.8	41.8 ± 118.1	41.8 ± 118.1			
	平成9年	0.0 ± 0.0	0.0 ± 0.0	79.6 ± 225.3	79.6 ± 225.3			

(表3)

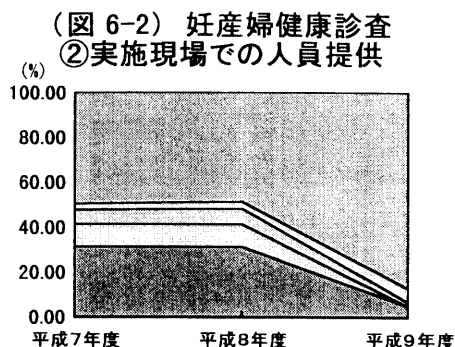
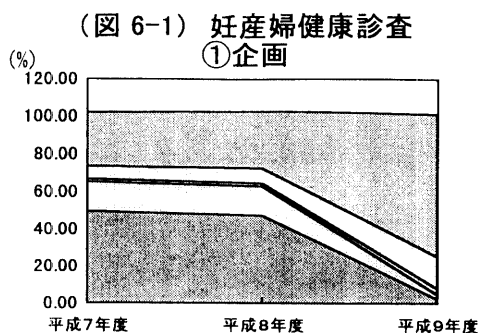
			保健所及び支所の増設・統廃合				有意確率
			あり		なし		
			mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	
管内市町村数	7年	8年の変化	0.00 ± 0.00	0.00 ± 0.00	0.00 ± 0.00	(p<0.001)	
	8年	9年の変化	1.95 ± 2.80	0.21 ± 1.90	0.21 ± 1.90		
管内総人口	7年	8年の変化	831 ± 2876	590 ± 1504	590 ± 1504	(p<0.001)	
	8年	9年の変化	28585 ± 83323	1835 ± 12575	1835 ± 12575		
管内5歳未満人口	7年	8年の変化	-35 ± 254	-5 ± 596	-5 ± 596	(p<0.001)	
	8年	9年の変化	1910 ± 3034	-96 ± 1084	-96 ± 1084		
管内世帯数	7年	8年の変化	230 ± 7160	604 ± 2735	604 ± 2735	(p<0.001)	
	8年	9年の変化	11733 ± 25544	1316 ± 3993	1316 ± 3993		

(表4)

			保健所及び支所の増設・統廃合				有意確率
			あり		なし		
			mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	
出生率 (人口千対)	平成7年		9.2 ± 1.2	9.1 ± 1.6	9.1 ± 1.6	(p<0.05)	
	平成8年		9.4 ± 2.1	9.2 ± 1.6	9.2 ± 1.6		
	平成9年		11.4 ± 14.3	9.0 ± 1.6	9.0 ± 1.6		
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年		5.3 ± 2.4	5.0 ± 6.1	5.0 ± 6.1		
	平成8年		4.2 ± 2.0	4.2 ± 4.7	4.2 ± 4.7		
	平成9年		3.7 ± 2.0	4.0 ± 3.6	4.0 ± 3.6		
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年		2.7 ± 1.8	2.6 ± 3.2	2.6 ± 3.2		
	平成8年		2.2 ± 1.5	2.3 ± 3.4	2.3 ± 3.4		
	平成9年		2.2 ± 1.4	2.3 ± 2.1	2.3 ± 2.1		
死産率 (出産千対)	平成7年		31.6 ± 9.6	34.6 ± 36.3	34.6 ± 36.3		
	平成8年		31.6 ± 10.7	34.4 ± 35.6	34.4 ± 35.6		
	平成9年		33.6 ± 13.6	33.5 ± 20.0	33.5 ± 20.0		
妊産婦死亡率 (出生10万対)	平成7年		14.8 ± 49.0	9.5 ± 32.4	9.5 ± 32.4		
	平成8年		30.5 ± 96.9	9.3 ± 32.6	9.3 ± 32.6		
	平成9年		7.3 ± 26.8	12.4 ± 35.2	12.4 ± 35.2		

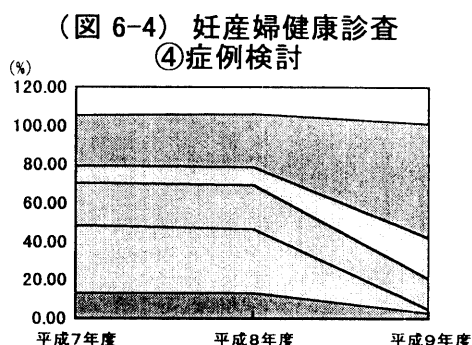
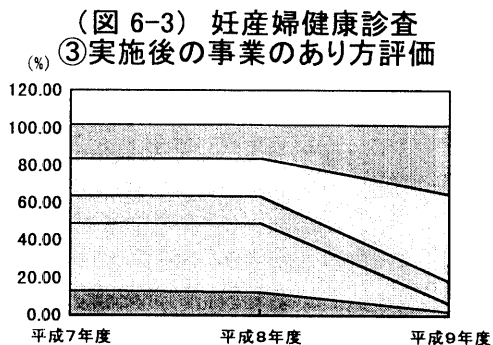
(表5)

		都道府県保健所		政令市・特別区保健所		合計		有意確率
		mean	± S.D.	mean	± S.D.	mean	± S.D.	
市町村保健センター	平成7年	2.85	± 2.11	0.38	± 1.13	2.54	± 2.17	(p<0.001)
	平成8年	3.05	± 2.16	0.39	± 1.12	2.71	± 2.24	(p<0.001)
	平成9年	3.48	± 2.33	0.88	± 1.47	3.15	± 2.40	(p<0.001)
	平成10年	3.70	± 2.37	0.83	± 1.38	3.27	± 2.47	(p<0.001)
母子保健センター	平成7年	0.36	± 0.72	0.06	± 0.25	0.32	± 0.68	(p<0.05)
	平成8年	0.36	± 0.73	0.06	± 0.25	0.32	± 0.69	(p<0.05)
	平成9年	0.35	± 0.71	0.06	± 0.24	0.31	± 0.68	(p<0.05)
	平成10年	0.35	± 0.70	0.05	± 0.23	0.31	± 0.66	(p<0.01)
児童相談所	平成7年	0.36	± 0.48	0.53	± 0.51	0.38	± 0.49	
	平成8年	0.36	± 0.48	0.54	± 0.51	0.38	± 0.49	(p<0.05)
	平成9年	0.36	± 0.48	0.54	± 0.51	0.39	± 0.49	(p<0.05)
	平成10年	0.36	± 0.48	0.55	± 0.50	0.39	± 0.49	(p<0.05)
病院	平成7年	13.20	± 14.36	17.84	± 14.34	13.93	± 14.43	
	平成8年	13.49	± 14.51	18.05	± 14.29	14.21	± 14.55	
	平成9年	14.27	± 15.56	17.36	± 13.75	14.75	± 15.31	
	平成10年	13.68	± 14.69	17.06	± 13.85	14.26	± 14.58	
診療所	平成7年	107.15	± 100.04	227.86	± 177.36	124.39	± 121.45	(p<0.001)
	平成8年	114.52	± 109.06	234.50	± 178.78	131.07	± 127.55	(p<0.001)
	平成9年	117.76	± 105.77	228.45	± 175.98	133.76	± 124.33	(p<0.001)
	平成10年	115.75	± 106.05	215.65	± 160.12	133.42	± 123.14	(p<0.001)
指定養育医療機関	平成7年	3.24	± 9.53	2.58	± 2.53	3.15	± 8.89	
	平成8年	3.29	± 9.62	2.78	± 2.73	3.22	± 8.97	
	平成9年	3.26	± 9.35	2.79	± 2.69	3.19	± 8.72	
	平成10年	3.37	± 9.48	2.79	± 2.51	3.28	± 8.75	
小児科標榜医療機関	平成7年	26.28	± 23.87	43.48	± 40.78	28.29	± 26.84	(p<0.01)
	平成8年	27.27	± 24.64	43.00	± 40.18	29.04	± 27.17	(p<0.01)
	平成9年	31.02	± 28.03	56.74	± 58.23	34.24	± 34.20	(p<0.001)
	平成10年	34.14	± 30.25	54.37	± 53.26	37.40	± 35.65	(p<0.001)
産婦人科標榜医療機関	平成7年	8.06	± 10.15	13.60	± 11.15	8.74	± 10.41	(p<0.05)
	平成8年	7.84	± 9.46	15.48	± 13.47	8.74	± 10.29	(p<0.001)
	平成9年	8.27	± 9.02	18.24	± 16.96	9.55	± 10.86	(p<0.001)
	平成10年	8.94	± 9.25	15.77	± 13.72	10.07	± 10.41	(p<0.001)
保育所	平成7年	33.47	± 25.07	32.73	± 22.70	33.36	± 24.68	
	平成8年	34.11	± 25.75	33.35	± 22.66	34.00	± 25.26	
	平成9年	37.16	± 26.65	32.71	± 21.62	36.52	± 26.00	
	平成10年	37.46	± 26.09	32.91	± 23.15	36.69	± 25.63	



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

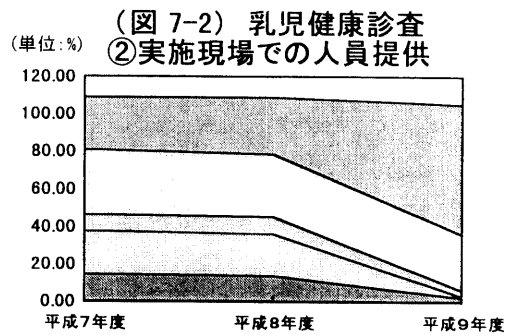
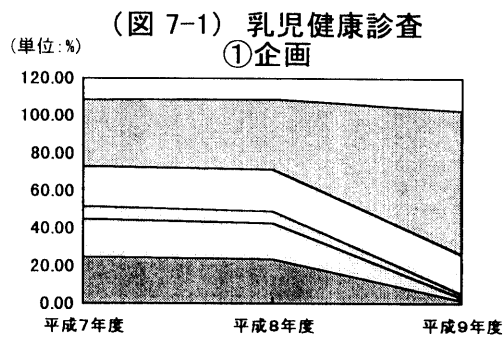
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 6-5) 妊産婦健康診査

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	87.02	87.50	88.84
2. 管内の一部・一時期	3.37	3.85	3.26
3. なし	9.62	8.65	7.91
合計	100.00	100.00	100.00

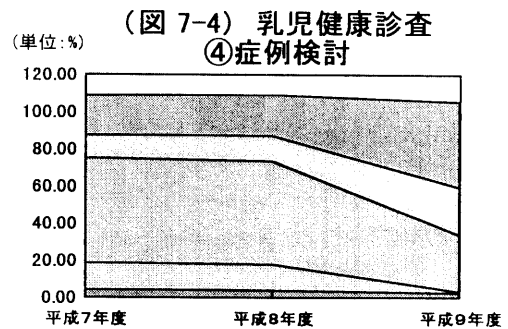
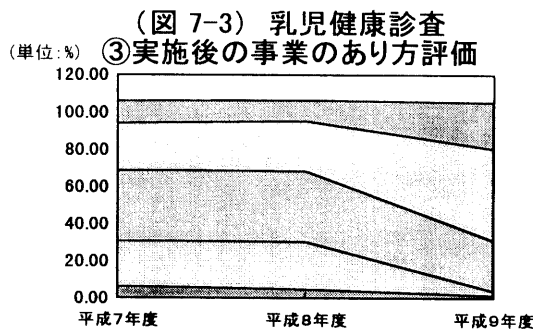
(表 6-6) 妊産婦健康診査

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	3.06	3.08	3.37
2. なし	96.94	96.92	96.63
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

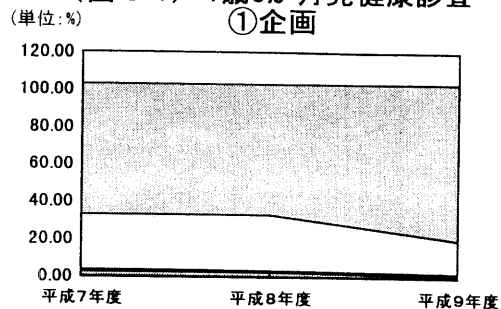
(表 7-5) 乳児健康診査(療育を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	41.67	41.55	40.63
2. 管内の一部・一時期	16.20	16.44	19.64
3. なし	42.13	42.01	39.73
合計	100.00	100.00	100.00

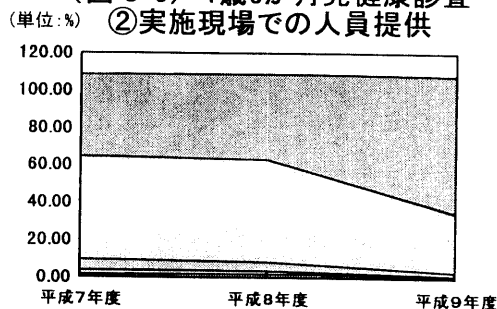
(表 7-6) 乳児健康診査(療育を除く)

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	6.98	7.37	12.11
2. なし	93.02	92.63	87.89
合計	100.00	100.00	100.00

(図 8-1) 1歳6か月児健康診査
①企画



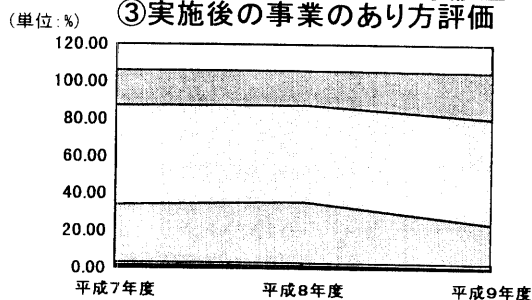
(図 8-3) 1歳6か月児健康診査
②実施現場での人員提供



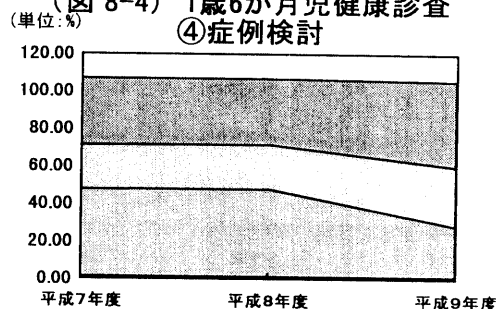
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 8-3) 1歳6か月児健康診査
③実施後の事業のあり方評価



(図 8-4) 1歳6か月児健康診査
④症例検討



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

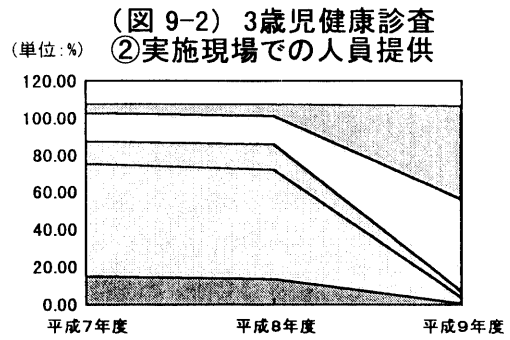
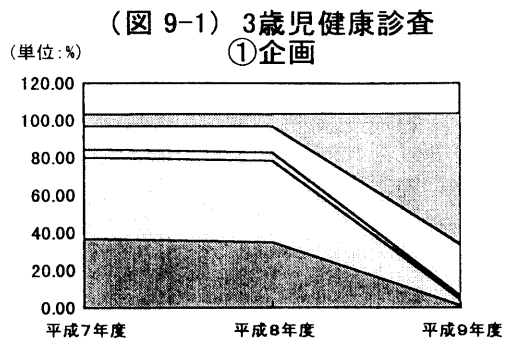
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 8-5) 1歳6か月児健康診査(療育を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	11.27	11.11	12.16
2. 管内の一部・一時期	7.51	7.41	10.36
3. なし	81.22	81.48	77.48
合計	100.00	100.00	100.00

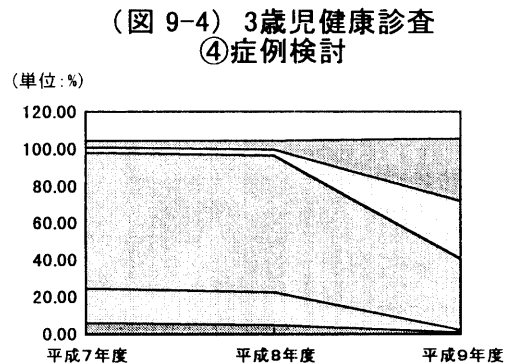
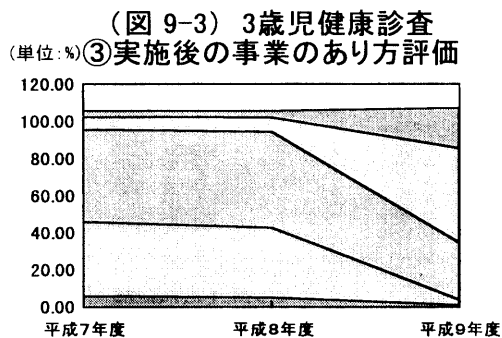
(表 8-6) 1歳6か月児健康診査(療育を除く)

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	5.61	5.99	8.07
2. なし	94.39	94.01	91.93
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

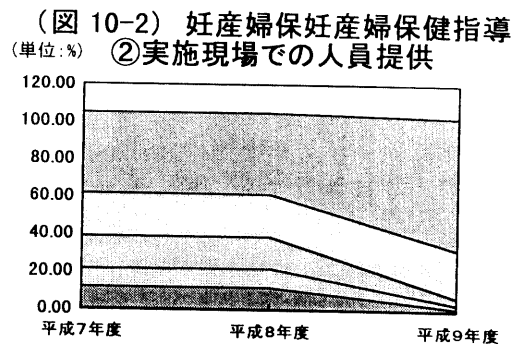
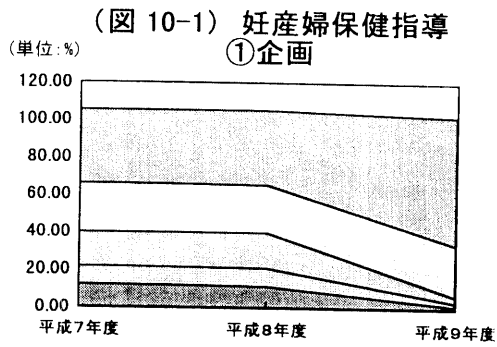
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 9-5) 3歳児健康診査(療育を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	10.96	10.86	13.33
2. 管内の一部・一時期	5.02	4.98	8.44
3. なし	84.02	84.16	78.22
合計	100.00	100.00	100.00

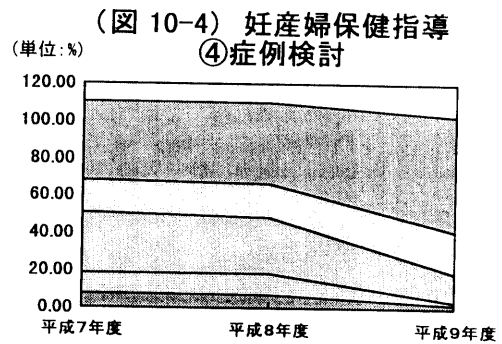
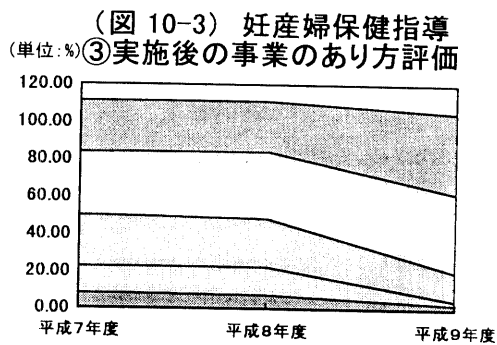
(表 9-6) 3歳児健康診査(療育を除く)

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	6.48	6.85	12.44
2. なし	93.52	93.15	87.56
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

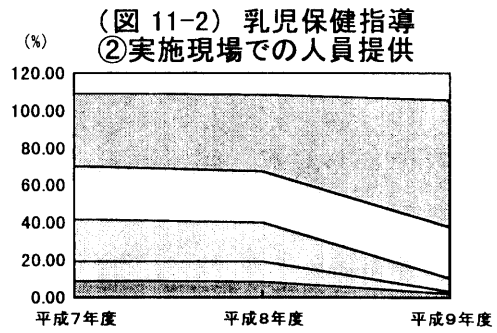
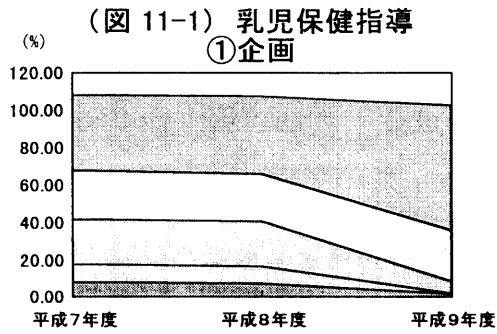
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 10-5) 妊産婦保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	8.25	8.21	8.41
2. 管内の一部・一時期	7.28	7.25	7.94
3. なし	84.47	84.54	83.64
合計	100.00	100.00	100.00

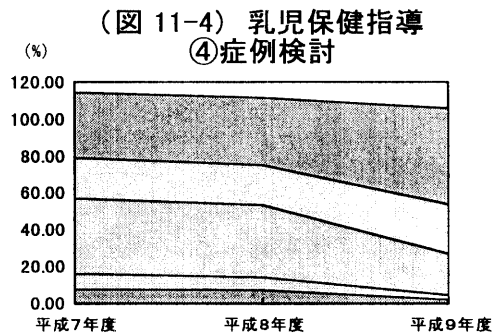
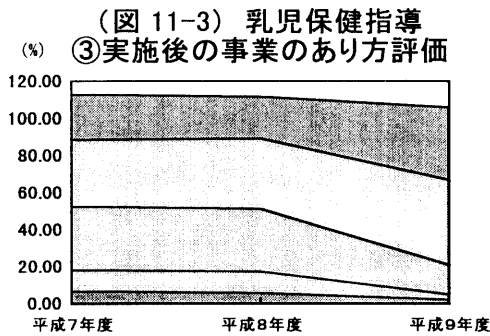
(表 10-6) 妊産婦保健指導

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.46	1.45	1.39
2. なし	98.54	98.55	98.61
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

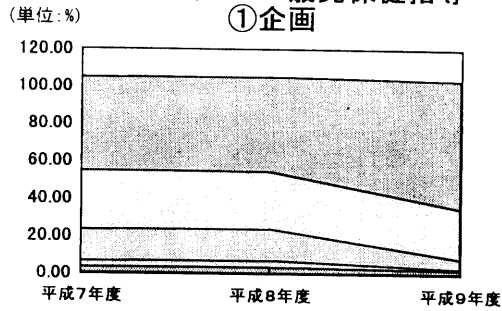
(表 11-5) 乳児保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	6.64	6.57	6.88
2. 管内の一部・一時期	6.16	5.16	5.96
3. なし	87.20	88.26	87.16
合計	100.00	100.00	100.00

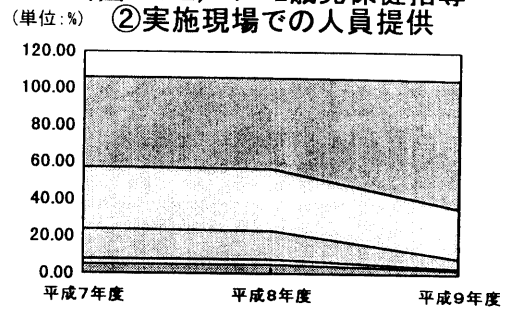
(表 11-6) 乳児保健指導

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.91	2.37	4.13
2. なし	98.09	97.63	95.87
合計	100.00	100.00	100.00

(図 12-1) 1～2歳児保健指導



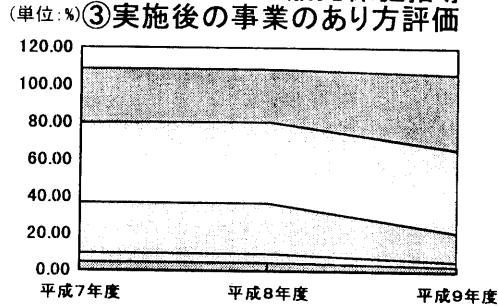
(図 12-2) 1～2歳児保健指導



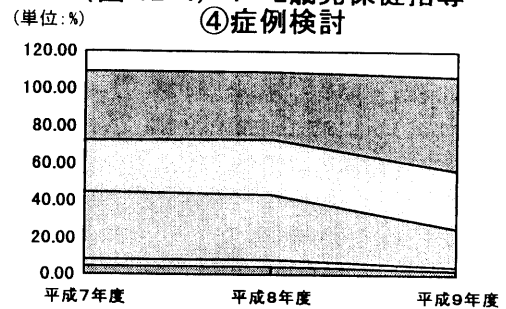
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 12-3) 1～2歳児保健指導



(図 12-4) 1～2歳児保健指導



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

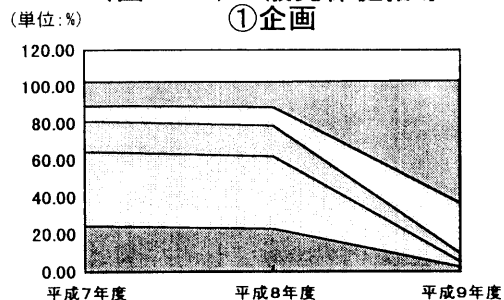
(表 12-5) 1～2歳児保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	4.33	4.29	4.65
2. 管内の一部・一時期	2.88	2.86	3.72
3. なし	92.79	92.86	91.63
合計	100.00	100.00	100.00

(表 12-6) 1～2歳児保健指導

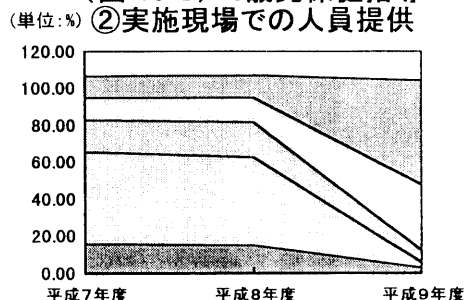
⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.46	2.42	2.80
2. なし	98.54	97.58	97.20
合計	100.00	100.00	100.00

(図 13-1) 3歳児保健指導



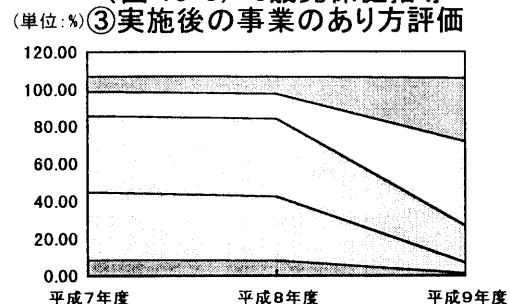
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

(図 13-2) 3歳児保健指導



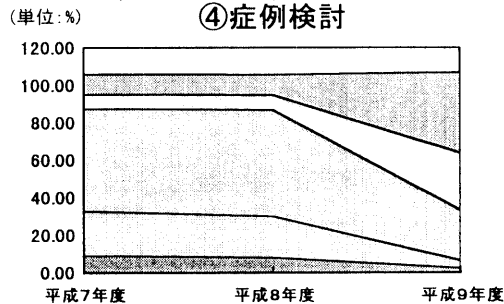
- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 13-3) 3歳児保健指導



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

(図 13-4) 3歳児保健指導



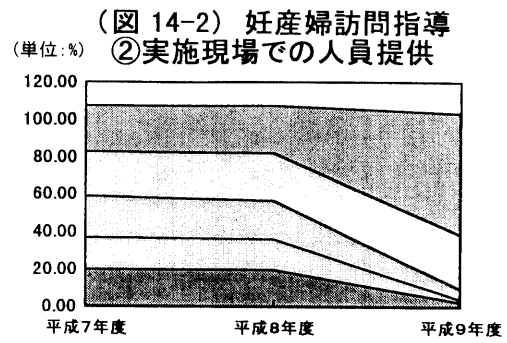
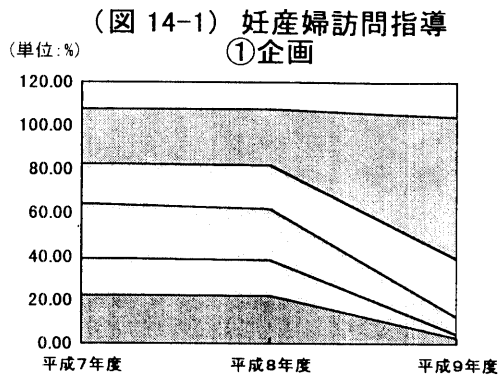
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 13-5) 3歳児保健指導

⑤ 医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	4.35	4.31	5.66
2. 管内の一部・一時期	2.90	3.35	2.83
3. なし	92.75	92.34	91.51
合計	100.00	100.00	100.00

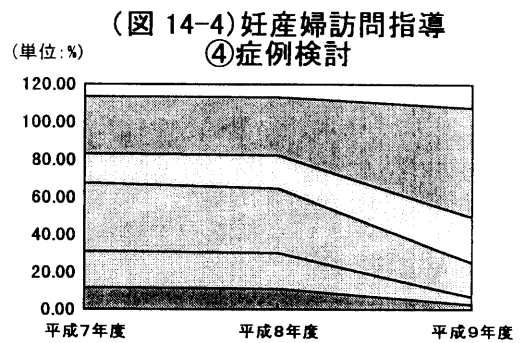
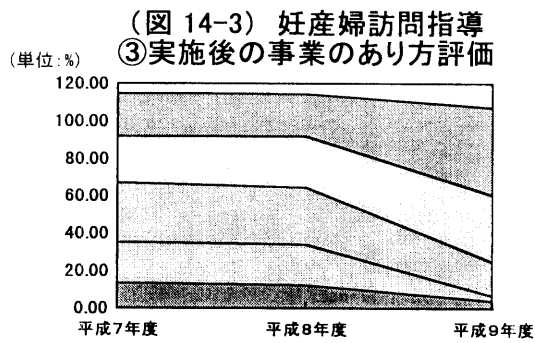
(表 13-6) 3歳児保健指導

⑥ 複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	2.45	2.93	5.71
2. なし	97.55	97.07	94.29
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

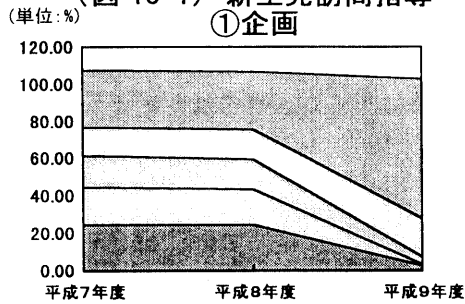
(表 14-5) 妊産婦訪問指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	8.65	8.61	5.09
2. 管内の一部・一時期	9.62	8.61	12.50
3. なし	81.73	82.78	82.41
合計	100.00	100.00	100.00

(表 14-6) 妊産婦訪問指導

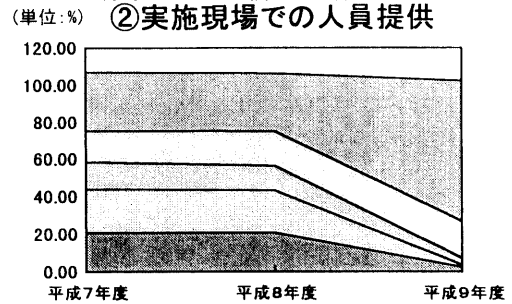
⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	0.98	0.97	0.46
2. なし	99.02	99.03	99.54
合計	100.00	100.00	100.00

(図 15-1) 新生児訪問指導
①企画



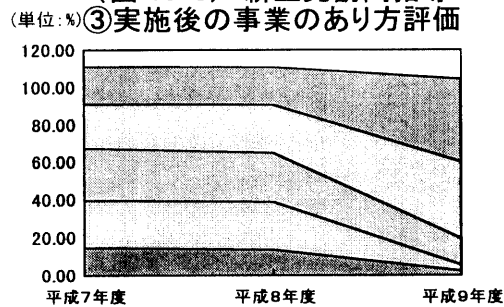
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

(図 15-2) 新生児訪問指導
②実施現場での人員提供



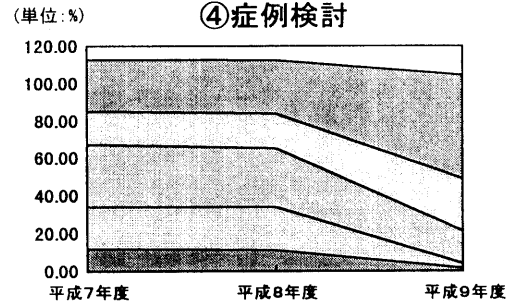
- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 15-3) 新生児訪問指導
③実施後の事業のあり方評価



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

(図 15-4) 新生児訪問指導
④症例検討



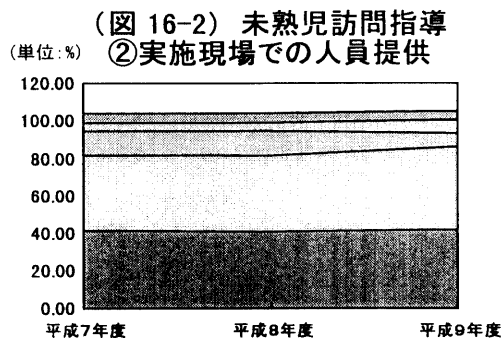
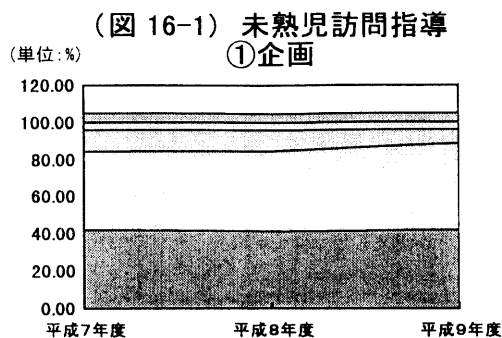
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 15-5) 新生児訪問指導 (未熟児を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	9.00	8.92	5.45
2. 管内の一部・一時期	13.74	12.68	15.00
3. なし	77.25	78.40	79.55
合計	100.00	100.00	100.00

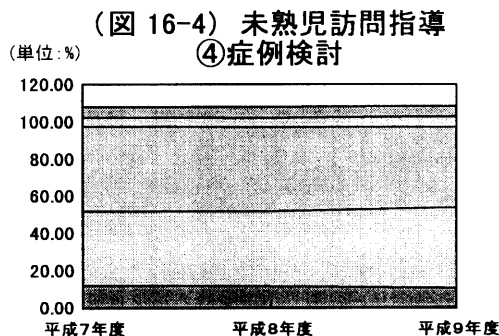
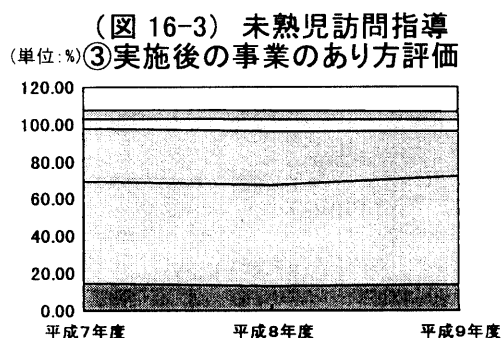
(表 15-6) 新生児訪問指導 (未熟児を除く)

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.44	0.95	1.37
2. なし	98.56	99.05	98.63
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

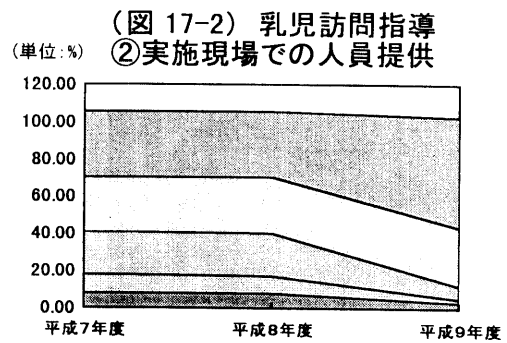
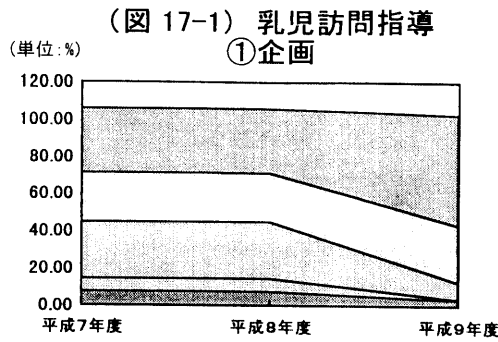
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 16-5) 未熟児訪問指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	2.30	2.28	3.59
2. 管内の一部・一時期	2.76	3.20	2.69
3. なし	94.93	94.52	93.72
合計	100.00	100.00	100.00

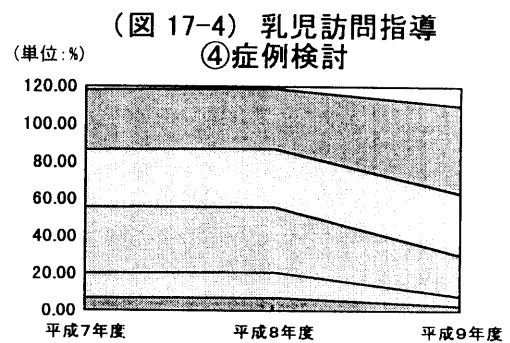
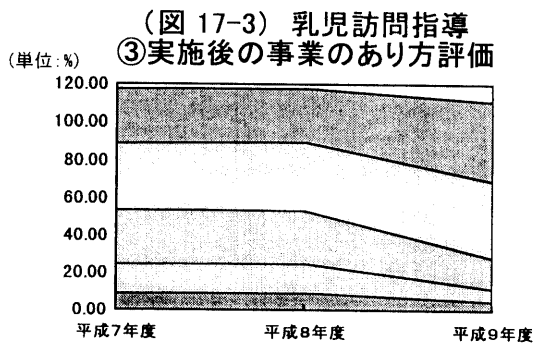
(表 16-6) 未熟児訪問指導

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	0.47	0.47	0.46
2. なし	99.53	99.53	99.54
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

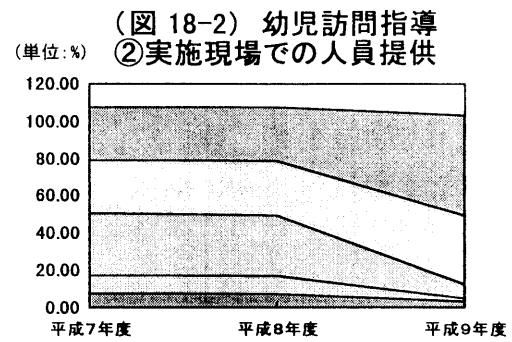
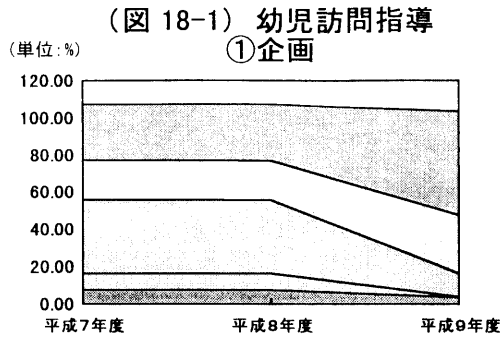
- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 17-5) 乳児訪問指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	2.86	2.84	3.21
2. 管内の一部・一時期	3.81	3.79	3.67
3. なし	93.33	93.36	93.12
合計	100.00	100.00	100.00

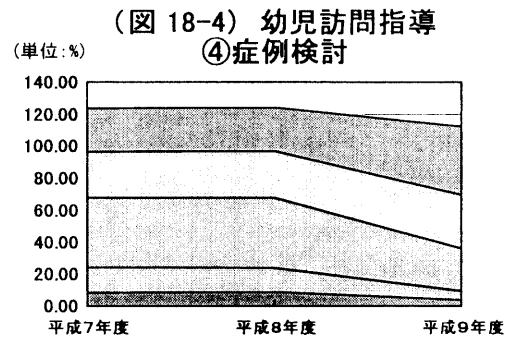
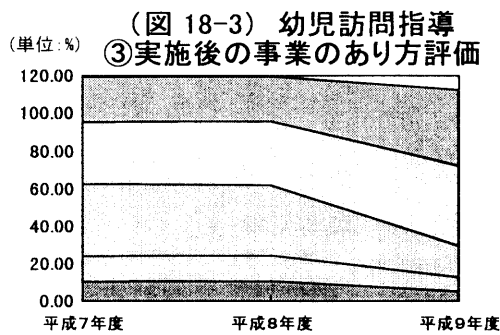
(表 17-6) 乳児訪問指導

⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	0.49	0.48	0.46
2. なし	99.51	99.52	99.54
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

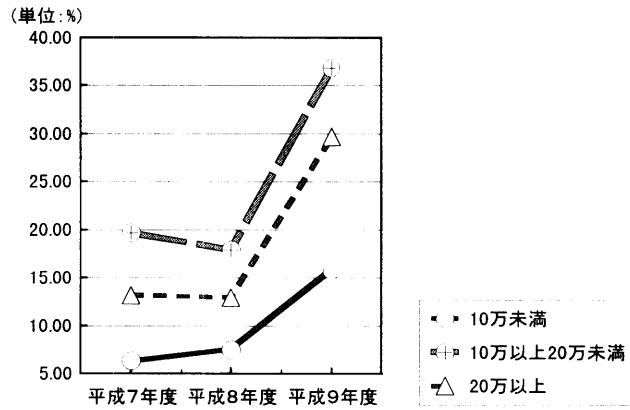
(表 18-5) 幼児訪問指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	1.92	1.90	2.78
2. 管内の一部・一時期	2.40	2.38	2.78
3. なし	95.67	95.71	94.44
合計	100.00	100.00	100.00

(表 18-6) 幼児訪問指導

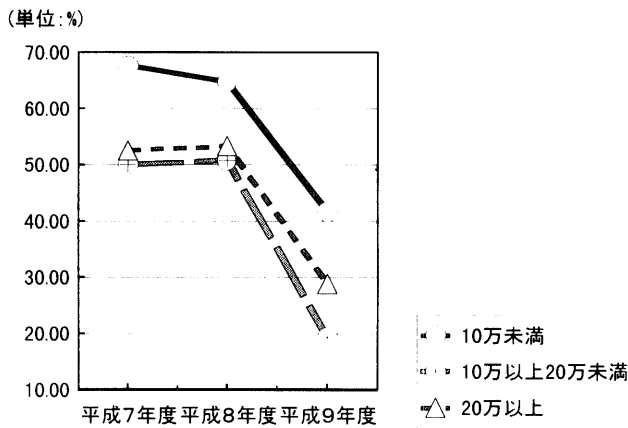
⑥複数市町村同士による共同実施	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	0.00	0.00	0.00
2. なし	100.00	100.00	100.00
合計	100.00	100.00	100.00

(図 19-1) 乳児健康診査(療育を除く)
 ③実施後の事業のあり方評価
 5. 市町村単独で評価、
 保健所(都道府県)への報告なし



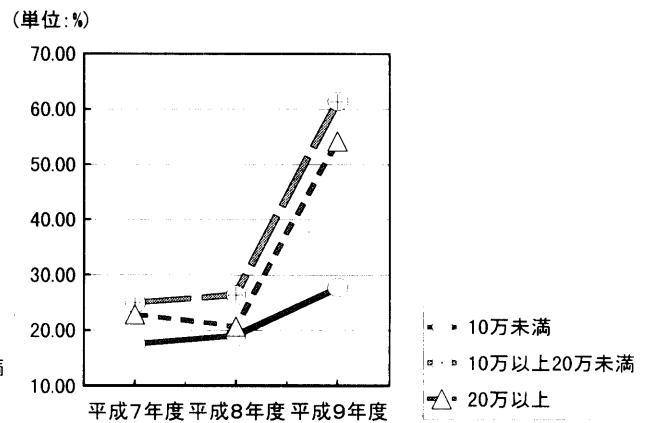
(図 19-2) 乳児健康診査(療育を除く)
 ④症例検討

3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討

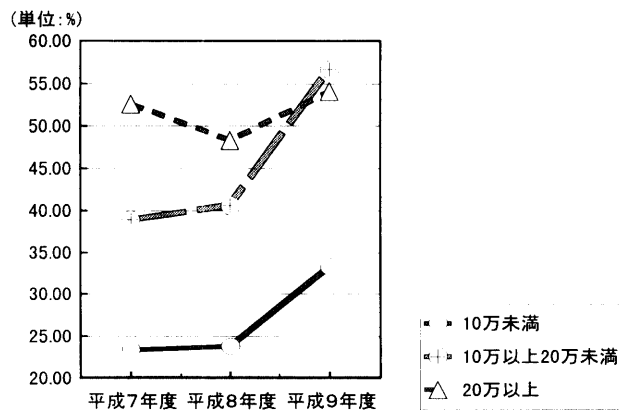


(図 19-3) 乳児健康診査(療育を除く)
 ④症例検討

5. 市町村単独で検討、
 保健所(都道府県)への報告なし

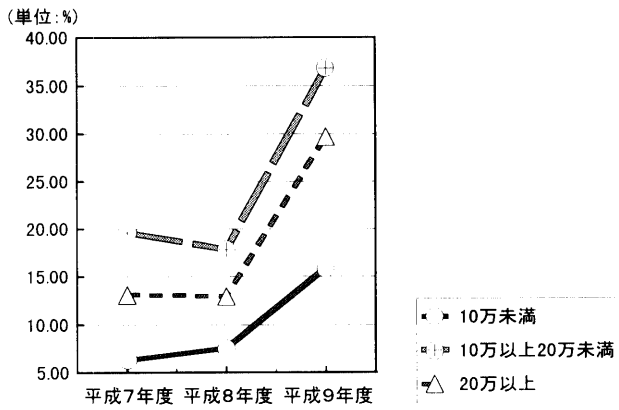


(図 20) 1歳6か月児健康診査(療育を除く)
 ④症例検討
 5. 市町村単独で検討、
 保健所(都道府県)への報告なし



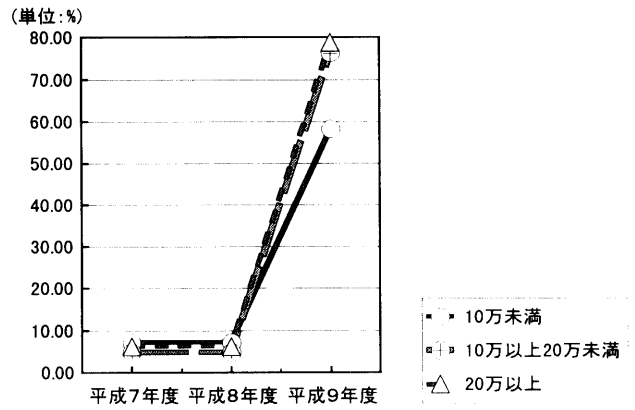
(図 21-1) 3歳児健康診査(療育を除く)
①企画

4. 主として市町村



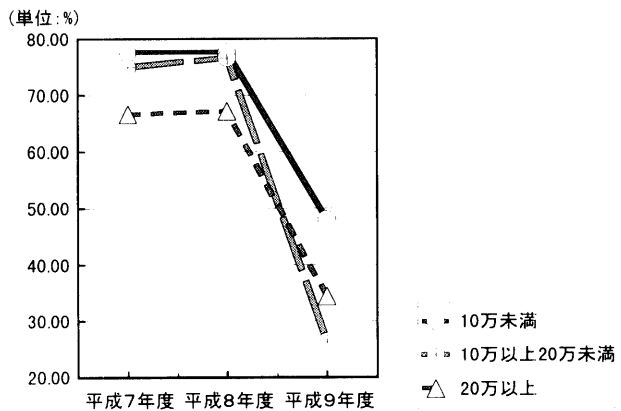
(図 21-2) 3歳児健康診査(療育を除く)
①企画

5. 市町村単独



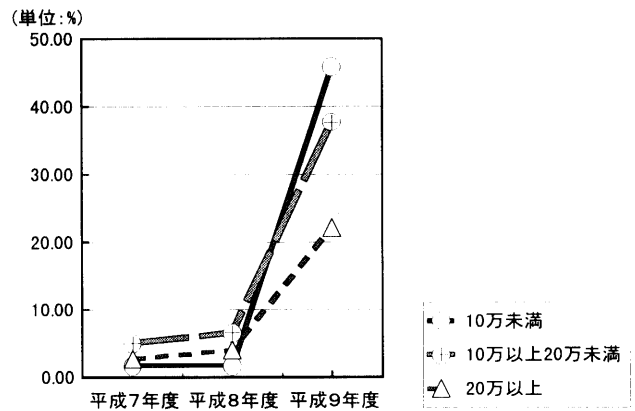
(図 21-3) 3歳児健康診査(療育を除く)
④症例検討

3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討

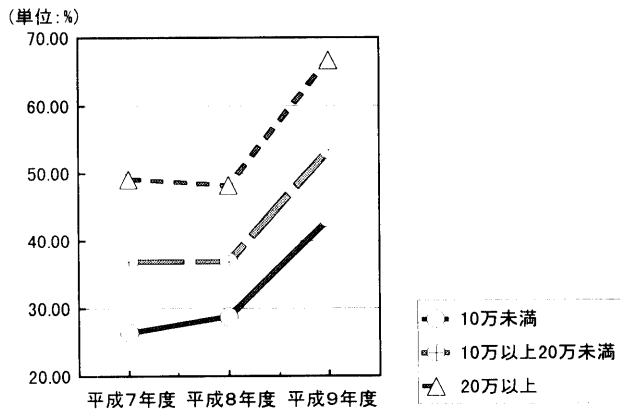


(図 21-4) 3歳児健康診査(療育を除く)
④症例検討

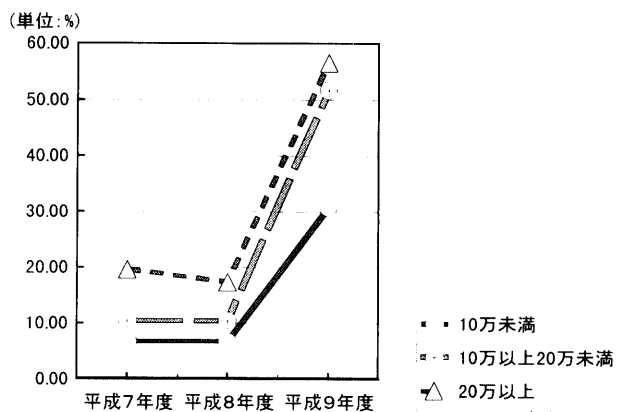
5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし



(図 22) 乳児保健指導
④症例検討
5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし

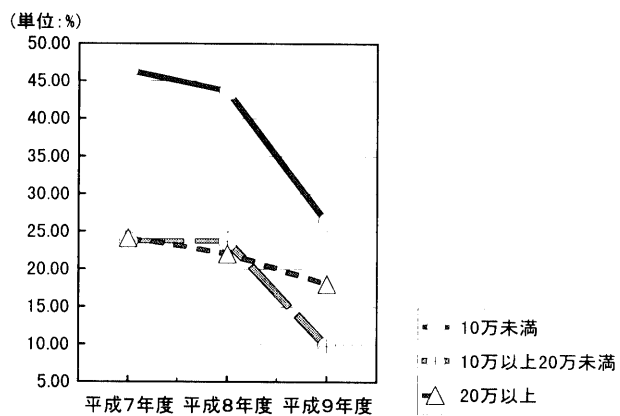


(図 23) 3歳児保健指導
④症例検討
5. 市町村単独で検討、
保健所(都道府県)への報告なし



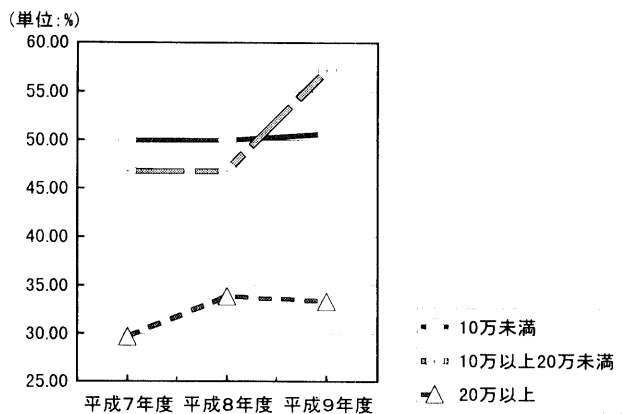
(図 24) 妊産婦訪問指導
③実施後の事業のあり方評価

3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価



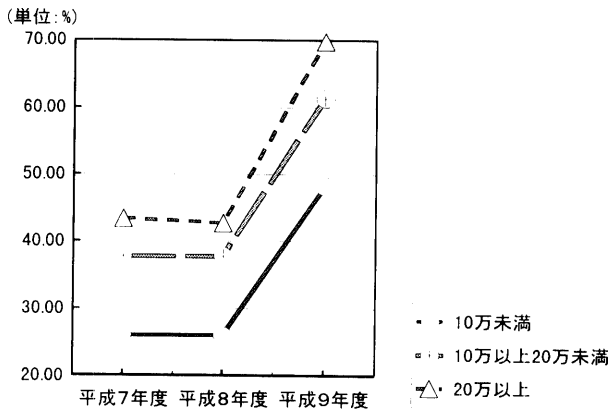
(図 25) 未熟児訪問指導
①企画

2. 主として保健所(都道府県)



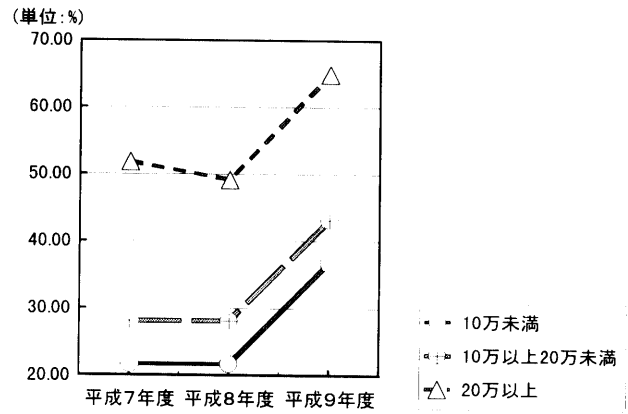
(図 26-1) 乳児訪問指導
②実施現場での人員提供

5. 市町村のみ



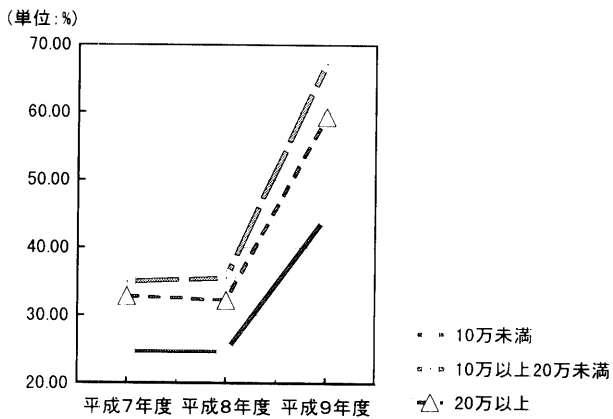
(図 26-2) 乳児訪問指導
④症例検討

5. 市町村単独で検討、
保健所(都道府県)への報告なし



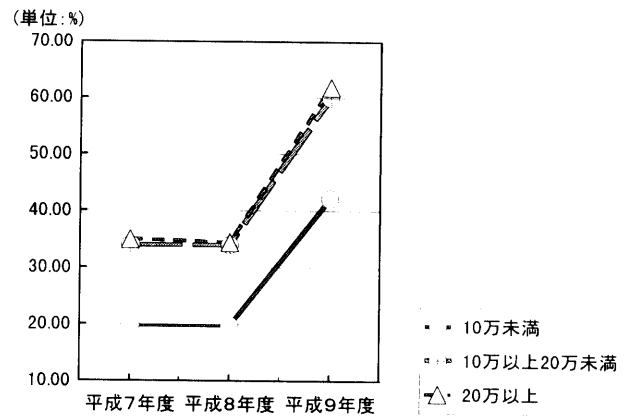
(図 27-1) 幼児訪問指導
①企画

5. 市町村単独

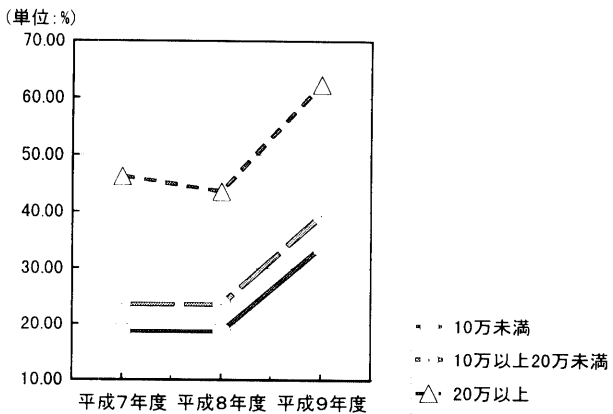


(図 27-2) 幼児訪問指導
②実施現場での人員提供

5. 市町村のみ



(図 27-3) 幼児訪問指導
④症例検討
5. 市町村単独で検討、
保健所(都道府県)への報告なし



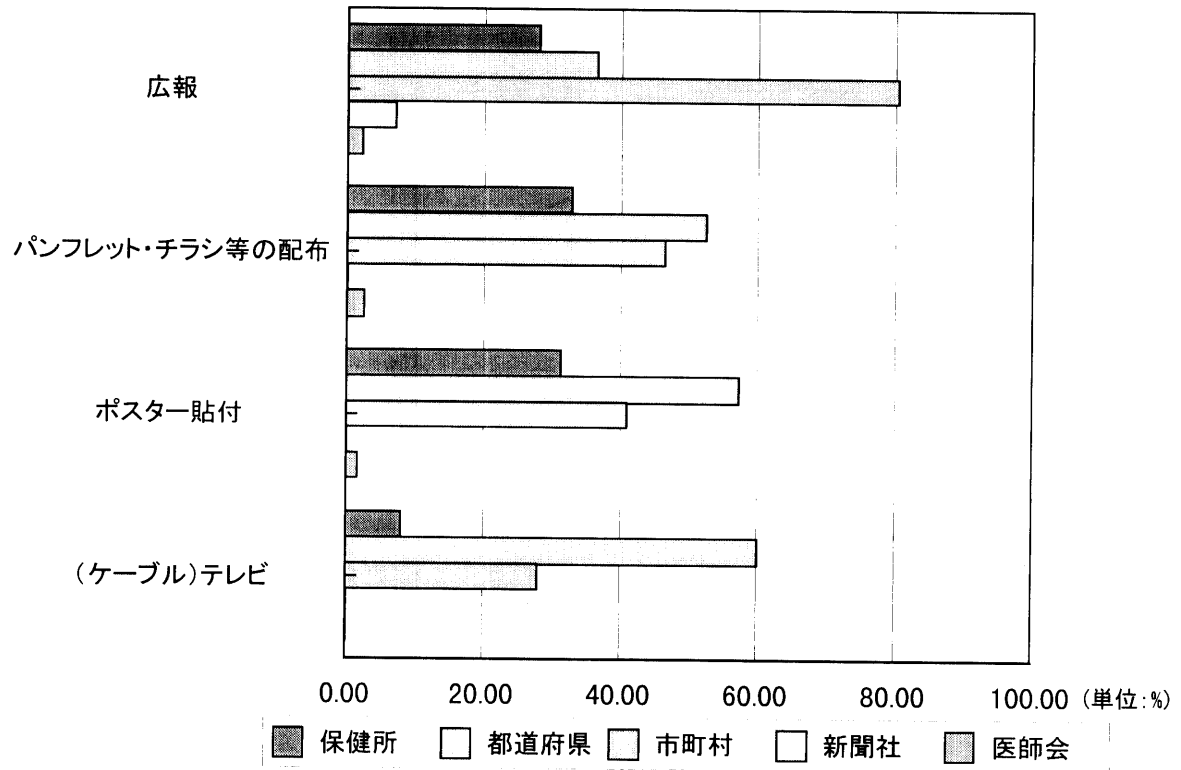
(表 28-1)

心身障害児・肢体不自由児の支援内容	保健所に占める割合		有意確率
	都道府県保健所	政令市・特別区保健所	
1. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導	72.80%	74.00%	
2. 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導	31.20%	10.00%	($p<0.01$)
3. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導	84.40%	60.00%	($p<0.001$)
4. 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導	34.80%	8.00%	($p<0.001$)
5. 親子教室、育児教室などの集団指導	62.80%	48.00%	($p<0.05$)
6. 療育施設などへの通園指導	75.60%	84.00%	
7. 経過観察	68.00%	74.00%	
8. 専門機関からの専門職の巡回相談	65.60%	40.00%	($p<0.01$)
9. 児童相談所での医療・療育など専門相談	52.00%	56.00%	

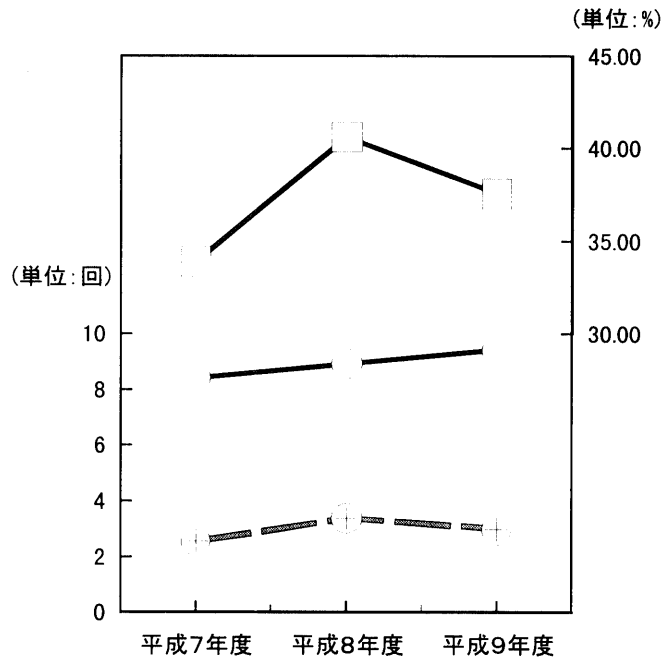
(表 28-2)

心身障害児・肢体不自由児の境界児の支援内容	保健所に占める割合		有意確率
	都道府県保健所	政令市・特別区保健所	
1. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導	74.00%	78.00%	
2. 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導	34.40%	8.00%	($p<0.001$)
3. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導	82.80%	64.00%	($p<0.01$)
4. 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導	32.00%	6.00%	($p<0.001$)
5. 親子教室、育児教室などの集団指導	78.80%	70.00%	
6. 療育施設などへの通園指導	54.40%	60.00%	
7. 経過観察	78.00%	86.00%	
8. 専門機関からの専門職の巡回相談	57.20%	34.00%	($p<0.01$)
9. 児童相談所での医療・療育など専門相談	45.20%	46.00%	

(図 29) 都道府県保健所管内における広報の発行元

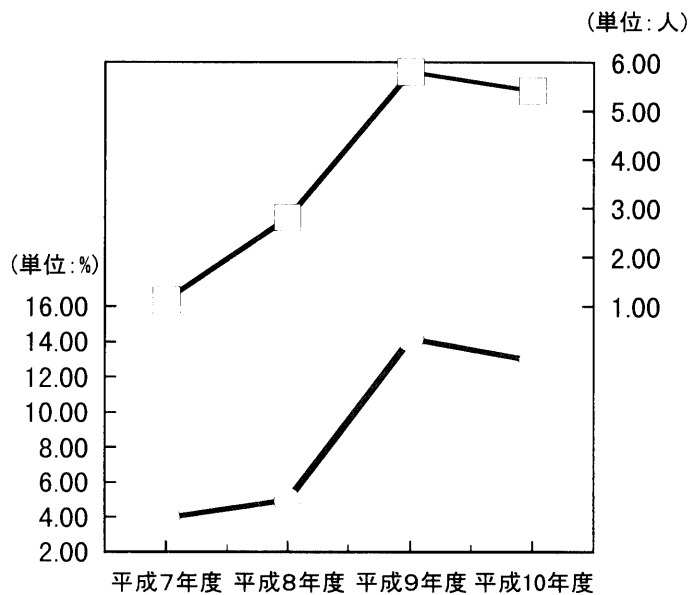


(図 30) 市町村職員に対する研修会開催



- 市町村職員に対する研修会の総数
- うち母子保健事業に関する研修会の開催数
- 研修会総数に占める母子保健事業に関する研修会の割合

(図 31) 都道府県から管内市町村への保健婦派遣



- 派遣のあった保健所の割合
- 派遣のあった保健所における平均派遣保健婦数

保健所における母子保健事業の実態調査

平成10年11月

厚生省 子ども家庭総合研究事業

「母子保健施策の効果的な展開に関する研究」

代表 中原 俊隆（京都大学医学部公衆衛生学教授）

この調査は、保健所における母子保健事業の地域保健法施行に伴う変化と現状を把握検討することを目的としております。お手数をおかけいたしますが、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ご回答いただきました内容につきましては、統計的に処理いたしますので、貴保健所の名称が公表されることは絶対にありません。該当する全ての質問にありのままをお答え下さいますようお願いいたします。

調査に関するお問い合わせ：

京都大学医学部公衆衛生学教室

里村 一成・野網 祥代

電話：075-753-4467・4465 / FAX：075-753-4466

調 査 票

選択肢のある質問については、該当する選択肢の記号を で囲んで下さい。

適当な選択肢がない場合は、もっとも近いものを一つお選び下さい。

「その他」を選択されたときは、その内容を括弧内に具体的にお書き下さい。

不明な箇所を0と区別するために、不明の箇所は「 - (横線) 」を、0の場合は

「0」をご記入下さい。

設問 H., O., P., Q. は特別区・政令市以外の保健所のみご回答下さい。

調査票はご記入後、同封の封筒にて11月30日までに投函していただきますよう

重ねてお願い申し上げます。

A. 貴保健所名、所在地、貴保健所の支所数、設置母体、設立年をご記入下さい。

保健所名	管轄支所数
保健所	力所
都 道 市 区	
所在地	府 県 郡
設置母体	設立年
(例： 県)	年設立

町 村

B1. 現在の管内で、平成6年から10年の間に保健所・保健所支所の増設・統廃合がありましたか。

1. はい 2. いいえ

B2. B1.で「1. はい」と回答された保健所は、その詳細をご記入下さい。

(設置母体・保健所名称に変化があった場合もご記入下さい。)

例：平成9年に 県立 保健所と 保健所、支所が合併し、現保健所へ
平成10年より 支所増設

()

C. 平成7年から9年について、各年の管内市区町村数をご記入下さい。

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
1. 市	市	市	市	市
2. 区	区	区	区	区
3. 町	町	町	町	町
4. 村	村	村	村	村
5. その他				

D. 平成7年から9年について、各年の管内の人口等の状況をご記入下さい。

	平成7年	平成8年	平成9年
1. 総人口	人	人	人
2. 5歳未満人口	人	人	人
3. 世帯数	世帯	世帯	世帯
4. 面積 (km ²)	km ²	km ²	km ²

E. 平成7年から9年について、各年の管内の人口動態の状況等をご記入下さい。

	平成7年	平成8年	平成9年
a. 出生数			
b. うち低体重児数			
c. 乳児死亡数			
d. 新生児死亡数			
e. 死産数			
f. 周産期死亡数			
g. 妊産婦死亡数			

F. 平成7年から9年について、各年4月現在の管内に存在する以下の施設数についてご記入下さい。

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
a. 市町村保健センター	施設	施設	施設	施設
b. 母子保健センター	施設	施設	施設	施設
c. 児童相談所	施設	施設	施設	施設
d. 病院	施設	施設	施設	施設
e. 診療所	施設	施設	施設	施設
f. 指定養育医療機関	施設	施設	施設	施設
g. 小児科診療医療機関	施設	施設	施設	施設
h. 産婦人科診療医療機関	施設	施設	施設	施設
i. 保育所	施設	施設	施設	施設

寸

- G. 平成7年から10年について、各年4月現在の保健所の常勤の職員の人数を支所の常勤の職員数を含めてご記入下さい。
 その他、平成7年から9年の間、特に人数の変化の大きかった職種がございましたら、「7. その他」にその職種名とともにご記入下さい。

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
1. 職員総数	人	人	人	人
2. 医師	人	人	人	人
3. 保健婦	人	人	人	人
4. 看護婦	人	人	人	人
5. 助産婦	人	人	人	人
6. 栄養士	人	人	人	人
7. 歯科衛生士	人	人	人	人
8. その他(人	人	人	人

<以下、地域保健法の施行に伴う母子保健事業の移譲に関する設問をいたします>

**設問 H. は政令市・特別区以外の保健所のみご回答下さい。
 政令市・特別区の保健所は設問 I. へお進み下さい。**

- H. 平成10年10月末現在で完全移譲していない市町村数・地域数をご記入下さい。

事業名	完全移譲していない市町村数			
a. 母子健康手帳の交付	市	町	村	その他)
b. 妊産婦健康診査	市	町	村	その他)
c. 乳児健康診査(療育を除く)	市	町	村	その他)
d. 1歳6か月児健康診査	市	町	村	その他)
e. 3歳児健康診査	市	町	村	その他)
f. 妊産婦保健指導	市	町	村	その他)
g. 乳児保健指導	市	町	村	その他)
h. 1~2歳児保健指導	市	町	村	その他)
i. 3歳児保健指導	市	町	村	その他)
j. 妊産婦訪問指導	市	町	村	その他)
k. 新生児訪問指導(未熟児を除く)	市	町	村	その他)
l. 乳児訪問指導	市	町	村	その他)
m. 幼児訪問指導	市	町	村	その他)

1. 平成7年度から9年度の母子保健事業実施現状に関して、以下に示した a. ~ u. の事業別に、企画、実施現場での人員提供、実施後の事業のあり方等の評価、症例検討のそれぞれについて、貴管内に当てはまるものを全てお選び下さい。
 (管内市町村によって異なる場合等は複数ご記入下さい。)
 (注1：選択肢中の「保健所」には、市区立保健所は含まれないものとします。
 (注2：管内で事業が実施されていない場合は、「- (横線)」をご記入下さい。)

また、平成7～9年度の 前出の事業別に、医師会・医療機関等への委託状況と、複数市町村同士での共同実施の有無をお答え下さい。

<選択肢>

企画 1. 保健所単独で企画 2. 主として保健所が企画 3. 保健所と市町村が主副なく企画 4. 主として市町村が企画 5. 市町村単独で企画	実施現場での人員提供 1. 保健所のみ 2. 保健所が過半数を提供 3. 保健所と市町村が同程度提供 4. 市町村が過半数を提供 5. 市町村のみ
実施後の事業のあり方評価 1. 保健所単独で評価を行い、 市町村への報告なし 2. 保健所単独で評価を行い、 市町村への報告あり 3. 保健所と市町村が共同で評価を行う 4. 市町村単独で評価を行い、 保健所への報告あり 5. 市町村単独で評価を行い、 保健所への報告なし	症例検討 1. 保健所単独で検討を行い、 市町村への報告なし 2. 保健所単独で検討を行い、 市町村への報告あり 3. 保健所と市町村が共同で検討を行う 4. 市町村単独で検討を行い、 保健所への報告あり 5. 市町村単独で検討を行い、 保健所への報告なし
医師会・医療機関等への委託状況	1. 管内全域 2. 管内の一部 3. なし
複数市町村同士が共同で実施しているところがある	1. はい 2. いいえ

	平成7年度					平成8年度					平成9年度				
a. 母子健康手帳															
b. 妊産婦健康診査															
c. 乳児健康診査 (療育を除く)															
d. 1歳6か月児健康 診査(療育を除く)															
e. 3歳児健康 診査(療育を除く)															

	平成7年度					平成8年度					平成9年度				
f. 妊産婦保健指導															
g. 乳児保健指導															
h. 1～2歳児 保健指導															
i. 3歳児保健指導															
j. 妊産婦訪問指導															
k. 新生児訪問指導 (未熟児を除く)															
l. 未熟児訪問指導															
m. 乳児訪問指導															
n. 幼児訪問指導															
o. 療育指導 (医療相談)															
p. 歯科衛生 (妊産婦)															
q. 歯科衛生 (1歳6か月児)															
r. 歯科衛生 (3歳児)															
s. 栄養改善指導															
t. 医療社会事業															
u. 母子衛生教育															

J. 心身障害児・肢体不自由児の支援に関して、以下の質問にお答え下さい。

J1. 心身障害児・肢体不自由児とその支援は現在どこが行っていますか。
管内に当てはまるものを全てお選び下さい。

a. 心身障害児・肢体不自由児	1	2	3	4	5	()
b. 境界児	1	2	3	4	5	()

<選択肢>

1. 保健所が単独で	2. 市町村が単独で	3. 保健所と市町村とが共同で
4. 複数市町村が共同で	5. その他（具体的内容を上記括弧内にご記入下さい）	

（注1：上記の選択肢1., 3. の保健所には、市区立保健所は含まないものとします）

（注2：上記の選択肢3., 4. の共同には、応援・協力等を含むとします。）

J2. 管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容として
当てはまるものを選択肢より全てお選び下さい。

a. 心身障害児・肢体不自由児	1	2	3	4	5	6	7	8	()
b. 境界児	1	2	3	4	5	6	7	8	()

<選択肢>

1. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導
2. 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導
3. 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
4. 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導
5. 親子教室、育児教室などの集団指導
6. 療育施設などへの通園指導
7. 経過観察
8. 専門機関からの専門職の巡回相談
9. 児童相談所での医療・療育など専門相談
10. その他（具体的内容を上記括弧内にご記入下さい）

J3. 貴管内における心身障害児、肢体不自由児とその境界児の
支援内容の充実度と対象者一人あたりに割く時間は、
地域保健法の制定前後で、どのように変化しましたか。
貴管内に当てはまるものを全てお選び下さい。
貴職の印象で結構です。

支援内容の充実度

1. 支援内容が手厚くなった
2. 特に変化なし
3. 支援内容が手薄になった
4. その他（具体的に)

対象者一人あたりに割く時間

1. 対象者一人あたりに割く時間が増えた
2. 特に変化なし
3. 対象者一人あたりに割く時間が減った
4. その他（具体的に)

- K. 母子健康手帳に記載されている行政情報の他に、基本的な母子保健事業の移管に際して、管内ではどのような手段で広報がなされてきましたか。以下のそれぞれについてその有無をご回答下さい。また、「1. あり」の場合は、その発行元を選択肢より全てお選び下さい。

広報の種類		発行元	
a. 広報	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	2. なし
b. ポスター貼付	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	2. なし
c. パンフレット・チラシ等の配布	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	2. なし
d. (ケーブル)テレビ	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	2. なし
d. インターネットに記載	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	2. なし
e. その他 ()	1. あり	1 2 3 4 5 6 ()	

(当てはまるもの全てに をつけてください。)

<選択肢>

発行元	1. 保健所 2. 都道府県 3. 市区町村 4. 新聞社 5. 医師会 6. その他 (具体的内容を上記括弧内にご記入下さい)
-----	---

- L1. 貴保健所に、母子保健事業移管に関する住民からの問い合わせがこれまでにありましたか。
 1. 非常に多かった 2. しばしばあった 3. 時々あった
 4. ほとんどなかった 5. 全くなかった
 6. その他 (具体的に)
- L2. L1.で、「1. 非常に多かった」「2. しばしばあった」「3. 時々あった」を選択された保健所のみご回答下さい。住民からの問い合わせを受けて、どう対処されましたか。
 1. その都度対応した
 2. 広報を増やした
 3. その他 (具体的に)
- M1. 業務の継続性から考えて、現在市区町村の業務であるが、保健所の業務として実施する方が望ましいと考えられる事業がありますか。あるとすれば何ですか。
 1. ある
 2. ない
- M2. 現在保健所の業務であるが、市区町村の業務として実施する方が望ましいと考えられる事業がありますか。あるとすれば何ですか。
 1. ある
 2. ない

- N. 今後、市町村との役割分担でどのようなことを期待しますか。
以下の空白に、ご記入下さい。

--

**設問 O. , P. , Q. は政令市・特別区以外の保健所のみご回答下さい。
政令市・特別区の保健所は設問 R1. へお進み下さい。**

<以下、協議の場や研修の機会、派遣に関する設問をいたします>

- O. 保健事業の計画・推進・連絡調整等運営に関して、市町村との協議の場としてどのような集会を設けられていますか。また、その年間開催数をご記入下さい。
下記の項目 a. から d. の他に、協議会・委員会・打合せ会・連絡会等 ございましたら、その大きなものから順に、年間開催数とともにご記入下さい。

	年間開催数
a. 母子保健推進協議会 等	回
b. 地域保健医療協議会 等	回
c. 保健所運営協議会 / 委員会 等	回
d. 担当者会議	回
	回
	回
	回

- P. 平成7年度から9年度について、市町村職員に対する研修会をどのくらい開かれましたか。
(およその回数で結構です。)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 市町村職員に対する研修会 総数	回	回	回
2. うち 母子保健事業に関する研修会	回	回	回

- Q. 平成7年度から10年度について、都道府県から貴管内の市町村へ派遣された保健婦の人数をご記入下さい。

(なお、「派遣」とは、地方自治法第252条の17の適用を受けたものを指します。)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
市町村へ派遣された保健婦数	人	人	人	人

<以下、喫煙対策に関する設問をいたします。>

R1. 貴保健所職員に対する、以下の各場所における分煙状態を選択肢よりお選び下さい。

a. 執務室内	1	2	3	4	5	6 ()
b. 会議室等の事業等開催場所	1	2	3	4	5	6 ()

< 選択肢 >

1. 全面禁煙	2. 基本的に禁煙だが喫煙場所を設置
3. 基本的に喫煙可だが禁煙場所を設置	4. 特に規定なし
5. 禁煙タイムを設定	6. その他 (具体的内容を上記括弧内にご記入下さい)

R2. 貴保健所職員の喫煙について、どのように対処されていますか。 (複数回答可)

1. 禁煙支援・禁煙指導を行う 2. 喫煙場所での喫煙を指導 3. 禁煙タイムを実施
4. 特に何もしていない 5. その他 ()

R3. 来庁者に対する貴保健所内の分煙状態をお選び下さい。

1. 屋内は全面的に禁煙
2. 基本的に禁煙だが喫煙場所を設置している (喫煙場所:)
3. 基本的に喫煙可能であるが禁煙場所を設置している (禁煙場所:)
4. 禁煙タイムを設定している 5. 特に規定なし 6. その他 ()

R4. 貴保健所内に、喫煙の有害性等について述べたポスター・チラシ・パンフレット等の広報物がありますか。 1. ある 2. ない

R5. 禁煙を希望する地域住民に対して、どのようなことをされていますか。

以下のうち、当てはまるものをすべてお選び下さい。

1. 保健所の主催する禁煙教室・講演会等を紹介
2. 保健所外の禁煙外来・禁煙教室・講演会等の紹介
3. 禁煙のチラシ・パンフレット等配布 4. 特になにもしない
5. その他 ()

**禁煙教室・講演会等を開催されていない保健所は、設問 S. へお進み下さい。
禁煙教室・講演会等を開催されている保健所は、設問 T. へお進み下さい。**

S. 禁煙教室・講演会等を開催されていない保健所のみお答え下さい。

禁煙活動の今後の予定を以下よりお選び下さい。

1. 現状維持 2. 喫煙対策を推進 3. その他 ()

設問 S. をご回答いただいた方へ、質問項目は以上です。
貴重なご意見を頂戴し、まことにありがとうございました。

T. 禁煙教室・講演会等を開催されている保健所のみお答え下さい。

T1. いつ頃から開催されていますか。

年	月
---	---

T2. どのくらいの頻度で開催されていますか。

1年あたり	回
-------	---

T3. 平成10年10月末までに何回開催されましたか。

回

10頁にお進み下さい。

- T4. 禁煙教室・講演会等の開催理由をお選び下さい。（複数回答可）
1. 保健所医師の要望
 2. 保健所外の医師の要望
 3. 保健所保健婦・看護婦の要望
 4. 保健所外の保健婦・看護婦の要望
 5. 住民の要望
 6. その他（ ）

- T5. 過去に実施された禁煙教室・講演会等の指導者・講演者はどなたでしたか。
以下の各職種について、その指導・講演回数をご記入下さい。

1. 保健所医師	
2. 保健所外の医師	
3. 保健所保健婦・看護婦	
4. 保健所外の保健婦・看護婦	
5. その他（ ）	

- T6. 禁煙教室・講演会等開催について、どのようにして住民に広報されていますか。
以下のそれぞれの手段についてその有無をご回答下さい。

a. 都道府県の広報	1. あり	2. なし
b. 市区町村の広報	1. あり	2. なし
c. ポスター貼付	1. あり	2. なし
d. パンフレット・チラシ等の配布	1. あり	2. なし
e. その他（ ）		

- T7. 禁煙教室・講演会等の1回開催あたりの平均参加者数をご記入下さい。

1回あたり	人
-------	---

- T8. 禁煙教室・講演会等の参加者の禁煙実施状況はどのように把握されていますか。

（ ）

- T9. 禁煙教室・講演会等の今後回数等を増やされる予定はありますか。

1. あり 2. なし 3. 未定

設問 T. をご回答いただいた方へ、質問項目は以上です。
貴重なご意見を頂戴し、まことにありがとうございました。

ご協力まことにありがとうございました。